

研究科の構成

○研究科の名称、専攻の名称
 科学技術イノベーション研究科
 科学技術イノベーション専攻

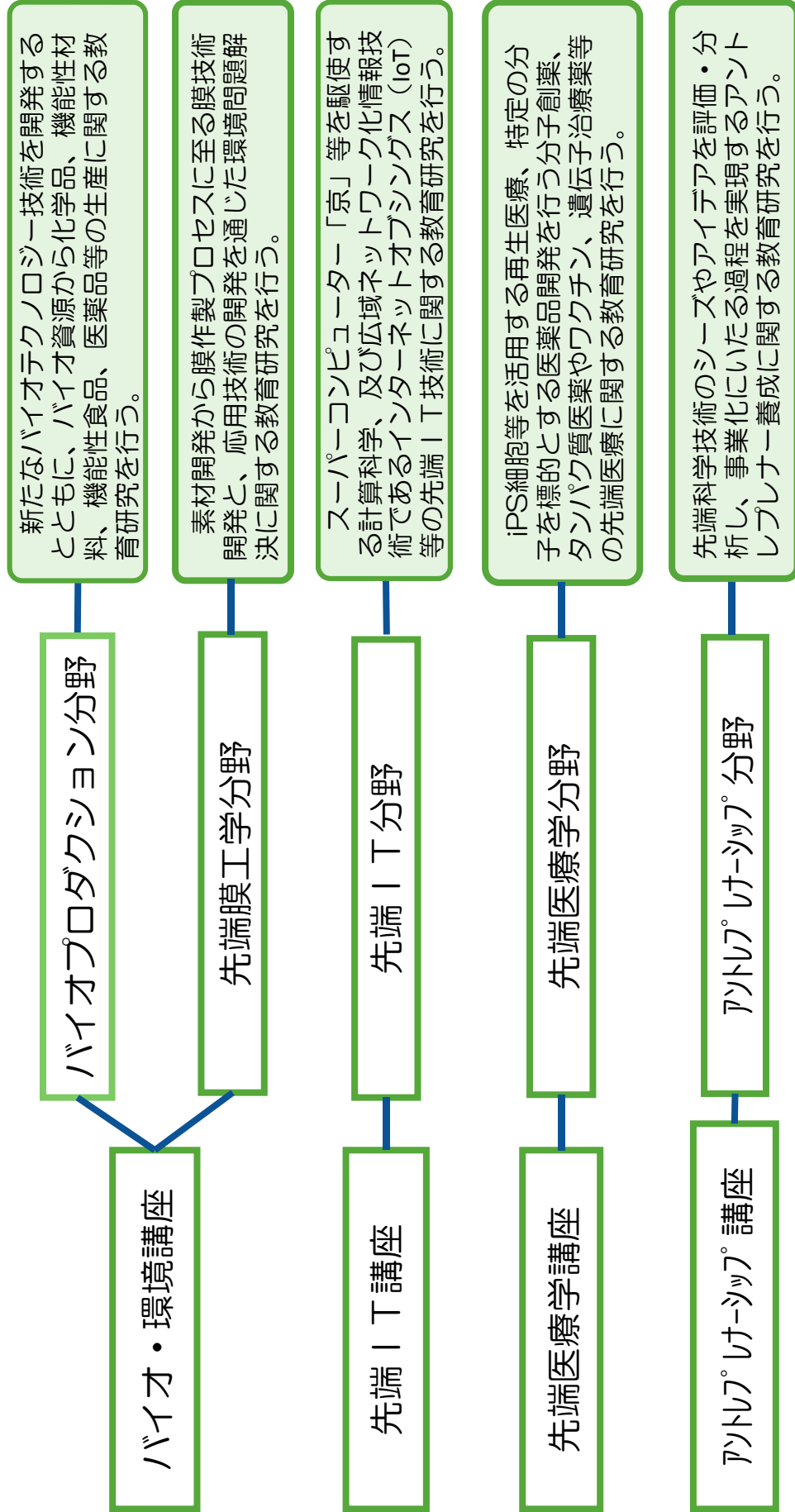
Graduate School of Science, Technology and Innovation
 Department of Science, Technology and Innovation

講座（教員組織）と教育研究分野とその内容の関係は、以下のとおりである。博士課程前期課程と同一の体制で、前期・後期一貫した教育研究を行う構成としている。

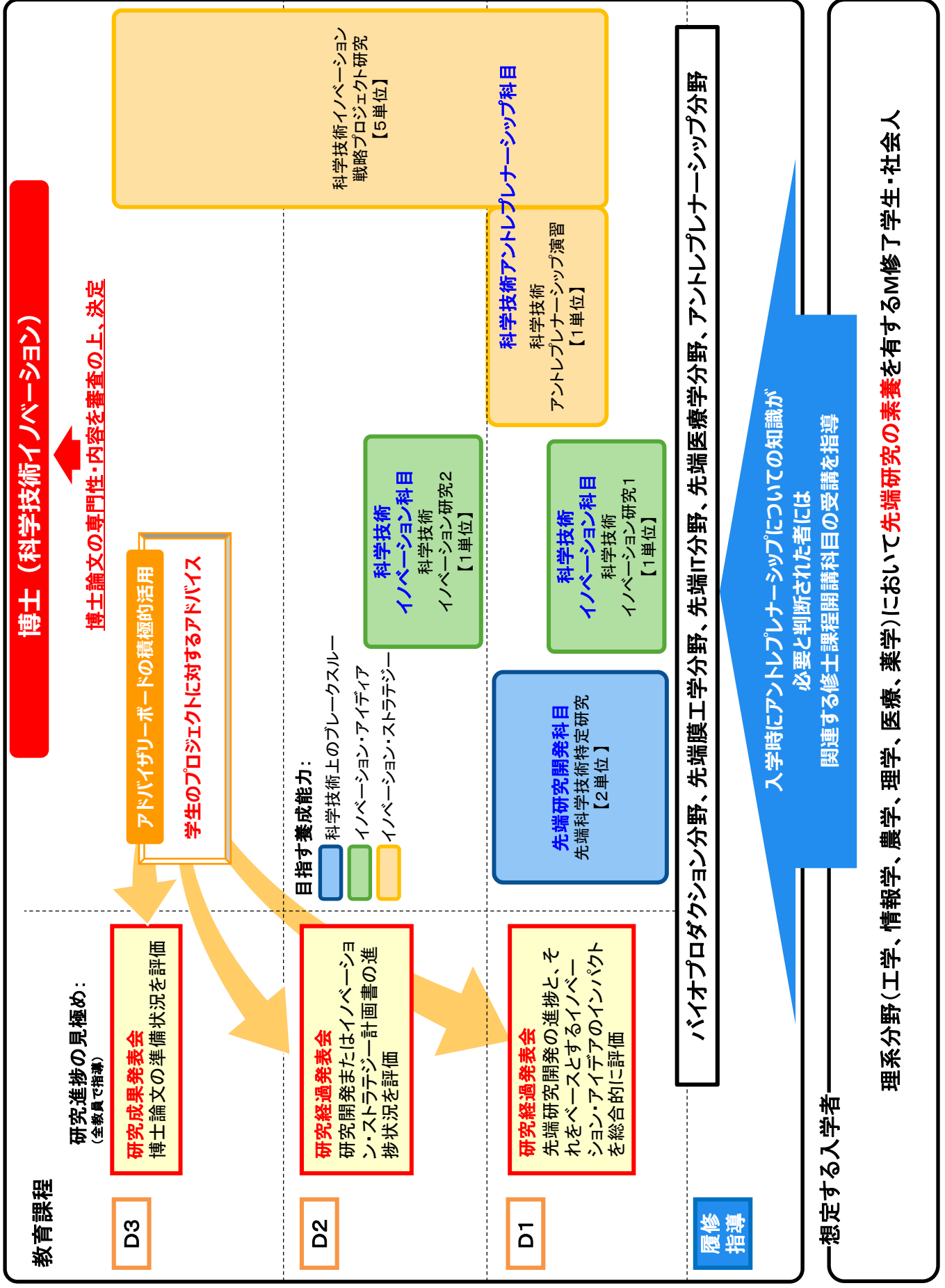
講座内容

教育研究分野

教育研究内容



履修プロセスの概念図



資料3 履修モデル1 (科学技術アントレプレナー(独立企業家)を目指す学生)

博士 (科学技術イノベーション)

博士論文		新型酵素を活用した4塩基編集を可能とするゲノム編集技術の実現とビジネスプラン <博士論文イメージ> 第一章：序論 第二章：新型酵素を活用した4塩基編集を可能とするゲノム編集技術（以下、「新型ゲノム編集技術」と言う。） （国内外の主要ジャーナルにて論文掲載済み、外部専門家による論文査読を経ている） 第三章：新型ゲノム編集技術によるビジネスプランの構築 （研究科の学位論文審査委員会（社会科学系教員及び理系指導教員により構成）の審査を経ている） 1. 新型ゲノム編集技術におけるブレークスルーからイノベーション・アイデアへの展開 2. 新型ゲノム編集技術の技術戦略と知財戦略 3. 新型ゲノム編集技術の事業戦略 4. 新型ゲノム編集技術の財務戦略 5. ビジネスプランの実践のロードマップ 第四章：結論		
後期課程 10単位	必修 10単位	科学技術アントレプレナーシップ科目 6単位	科学技術イノベーション戦略プロジェクト研究 (5単位)	授業科目のイメージ（学生が学ぶ・行うこと） 基本技術を用いて事業化する上で必要となる要素技術などを特定し、どのようにして当該技術を獲得するかを検討したうえで、イノベーションの実現につながる技術開発の方向性を選択して研究開発を行う。イノベーション・ストラテジーの構築については、技術自体が発展途上で、国際的に激しい知財競争があり、海外の先行事例を見ても多額の研究開発資金を要するので、 技術戦略と知財戦略、財務戦略に重点をおいて検討し、シードマネー（2～3億円程度）の調達に向けた、具体的かつ精緻なビジネスプランにまとめる。 シードマネー調達の時点では将来の技術開発の方向性や、将来的に発展性のある適用分野に複数の選択肢があるので、 事業戦略の分析については、技術の方向性に合わせた複数のビジネスモデルを検討する程度に止まることも考えられる。 こうした内容をイノベーション・ストラテジー研究成果書にまとめる。
			科学技術アントレプレナーシップ演習 (1単位)	
		科学技術イノベーション科目 2単位	科学技術イノベーション研究 2 (1単位)	有用な植物や産業用微生物の創製、創薬から治療といった医療分野まで、期待されるゲノム編集技術の応用分野について、それらの業界構造を理解する。そして、自らのゲノム編集技術の優位性を活かすことができ、かつ、市場や社会で求められている応用分野はどれなのか、というイノベーションの機会分析を行い、イノベーション・アイデアとしてまとめる。
			科学技術イノベーション研究 1 (1単位)	過去に生まれた遺伝子組換え技術から現在のゲノム編集技術に至るまで、どのようなブレークスルーとイノベーションが起こってきたかを詳細に調査・整理し、併せてゲノム編集技術の開発動向や、近い将来に実現する可能性が高いブレークスルーの可能性等を技術マップとしてまとめる。
		先端研究開発科目 2単位	先端科学技術特定研究 (2単位)	ゲノム編集技術は自体が発展途上であり、様々な開発の選択肢がある。編集可能な対象を増やす、あるいは、基本技術の価値を高める要素技術を開発するといった、 技術開発の方向性を選択するなかから、4塩基全ての編集を可能とする革新的な技術開発を進めた成果を先端研究論文にまとめる。

資料4 履修モデル2(科学技術アントレプレナー(企業内企業家)を目指す学生)

博士 (科学技術イノベーション)

		高機能ナノ電子材料による高耐環境電子機器パッケージングの実現とビジネスプラン <博士論文イメージ> 第一章：序論 第二章：ナノ粒子ペースト材料を用いた電子機器パッケージング技術 1. ナノ粒子ペースト材料の基礎物性 2. ナノ粒子ペースト材料による半導体チップの接合固定法と環境耐性の評価 3. ナノ粒子ペースト材料による半導体チップの電位固定法と環境耐性の評価 (米国主要ジャーナルにて論文掲載済み、外部専門家による論文査読を経ている) 第三章：ナノ粒子ペースト材料を用いた電子機器パッケージング技術によるビジネスプランの構築 (研究科の学位論文審査委員会(社会科学系教員及び理系指導教員により構成)の審査を経ている) 第四章：結論					
後期課程 10単位	必修 10単位	必修・ 選択の別	科目区分	授業科目名	授業科目のイメージ (学生が学ぶ・行うこと)		
			科学技術アントレプレナーシップ科目 6単位	科学技術イノベーション戦略プロジェクト研究(5単位)	4つの「学習モジュール」の検討 ・技術戦略 ・知財戦略 ・事業戦略 ・財務戦略	パワー機器のパッケージングには、電気特性や電磁環境両立性能に優れるとともに、高い耐熱性や耐久性を有し、さらには低い環境負荷や低温プロセスに適合する高機能電子材料の創出が求められ、これにより、裾野の広い産業応用を期待できる。先端科学技術特定研究で修得した最先端科学技術に関する知識、科学技術イノベーション研究1で作成した技術マップ、科学技術イノベーション2で立てたイノベーション・アイデアを踏まえ、 計算機シミュレーションとプロトタイプ構築実証による高機能ナノ電子材料開発に取り組む。 さらに、 将来の市場予測と、その中での自身が開発する製品のシェアの見込みを立て、その実現のために必要な具体的かつ実践可能な技術戦略、知財戦略、事業戦略、財務戦略(資金調達を除く財務計画)を検討し、所属企業内の新規事業投資審査会での審査に耐えうるレベルのビジネスプランを含むイノベーション・ストラテジー研究成果報告書としてまとめる。	
				科学技術アントレプレナーシップ演習(1単位)		先行するパワー半導体ベンチャーA社(米国、上場企業)、国内大手企業B社(日本、上場企業)、国内大手企業C社(日本、上場企業)をベンチマーク企業として、各社の目論見書、アニュアルレポート、特許情報、事業情報等を収集・分析して、それらの 技術戦略、知財戦略、事業戦略 につき多面的かつ徹底的な戦略分析を行う。	
				科学技術イノベーション科目 2単位	科学技術イノベーション研究2(1単位)		科学技術イノベーション研究1で作成した技術マップを踏まえ、先端科学技術特定研究で修得した先端的専門知識に科学技術イノベーション戦略プロジェクト研究で得られつつある高機能ナノ接合材料研究の成果が、 応用産業においてどのような経済的・社会的価値を生む製品開発につながるのかを深く考察し、イノベーション・アイデアとしてまとめる。
					科学技術イノベーション研究1(1単位)		高機能ナノ電子材料に関するこれまでの研究開発事例を、電気特性のみならず耐熱性、耐久性、製造コストなどの面から分析し、その技術動向に基づく将来予測を行うとともに、システム思考やデザイン思考を活用しつつ 応用産業へのインパクトを併せて検討することで、イノベーション・アイデアの元となる技術マップを作成する。
先端研究開発科目 2単位	先端科学技術特定研究(2単位)		耐熱性、耐久性に優れ、環境負荷の小さい高機能ナノ電子材料に関する最先端の製造技術と、 計算機シミュレーション及びプロトタイプ構築による性能評価および材料科学に基づく限界性能の理論的考察に関する研究計画の立案と実行により、科学技術上のブレークスルーを達成する。得られた研究成果を、先端研究論文としてまとめる。				

理系分野(工学、情報学)において先端研究の素養を有するM修了学生・社会人

博士 (科学技術イノベーション)

博士論文		<p>ヒトiPS細胞由来インスリン分泌細胞を用いる、糖尿病に対する再生医療の実現</p> <p><博士論文イメージ> 第一章：序論・目的 第二章：臨床使用可能な原材料を用いたヒトiPS細胞由来インスリン分泌細胞の作製方法 第三章：ヒトiPS細胞由来インスリン分泌細胞の移植デバイスおよび移植プロトコルの最適化にむけた非臨床試験 (第二章、第三章をまとめて英文主要ジャーナルにて論文掲載済み、外部専門家による論文査読を経ている) 第四章：糖尿病の疫学と治療の動向とその中での再生医療技術の位置づけに関する調査ならびにヒトiPS細胞由来インスリン分泌細胞作製技術の知財戦略と事業戦略 (研究科の学位論文審査委員会(社会科学系教員及び理学系指導教員により構成)の審査を経ている) 第五章：結論</p>		
後期課程 10単位	必修 10単位	科学技術アントレプレナーシップ科目 6単位	科学技術イノベーション戦略プロジェクト研究(5単位)	<p>授業科目のイメージ (学生が学ぶ・行うこと)</p> <p>先端科学技術特定研究で修得した知識を活用し、科学技術イノベーション研究1で作成した技術マップ、科学技術イノベーション2で立てたイノベーション・アイデアを踏まえたイノベーション・ストラテジーを構築する。具体的には、自身が開発する製品が目指すべき有効性の水準や剤型をどうするかといった技術戦略を明確にし、他社特許調査に基づく知財戦略、競争力を持ち得る価格設定の考え方や、アライアンスの検討等を含む現実的な事業戦略を立案するなど、明確な戦略の下に技術開発を行う。その上で、いかなる臨床試験を実施し(臨床研究をまず行うのか、医師主導治験からはじめるのか、初めから企業治験か?)、いかなる製造販売承認(適応範囲等)を目指すのかを明確にして、規制対応を含めて、糖尿病治療に向けた再生医療を目指した、具体的な実用化開発を行う。こうした内容を、イノベーション・ストラテジー研究成果書にまとめる。</p> <p>先行する再生医療ベンチャーA社(米国、上場企業)、再生医療開発を手掛ける大手企業B社(日本、上場企業)をベンチマーク企業として、各社の目論見書、アニュアルレポート、特許情報、財務情報等を収集・分析して、それらの技術戦略、知財戦略、財務戦略、事業戦略につき多面的かつ徹底的な戦略分析を行う。</p>
			科学技術アントレプレナーシップ演習(1単位)	
		科学技術イノベーション研究2(1単位)	<p>糖尿病患者の数は多いが、一様ではない。1型、2型という区別なく、2型でも東アジアと欧米では主たる病態に違いがある。このように患者年齢や地域等によって異なる、解決すべき臨床上的問題の焦点を明らかにする。その上で、自らの技術の優位性が最も発揮されるのはどの様な症例であるのか、というイノベーションの機会分析を行い、イノベーション・アイデアとしてまとめる。</p>	
		科学技術イノベーション研究1(1単位)	<p>既存の治療や細胞治療以外の先端医療、iPS細胞を用いる再生医療等に関連する技術について、過去から現在にまでどのような研究開発が行われてきているかを、詳細に調査・整理する。その上で、特にiPS細胞やES細胞を用いた糖尿病に対する再生医療について、近い将来に実現する可能性が高いブレークスルーの可能性等を技術マップとしてまとめる。</p>	
		先端研究開発科目 2単位	先端科学技術研究 (2単位)	<p>iPS細胞を用いる再生医療に関する技術は、①iPS細胞の樹立、②iPS細胞の拡大培養、③分化誘導、④製剤化、のいずれのプロセスにおいても、コスト、時間、頑健性の観点から改善の余地が多く残されている。ヒトiPS細胞由来インスリン分泌細胞を用いる、糖尿病に対する再生医療を目指して、臨床現場における真の実用化の基盤となる技術ブレークスルーを生み出すとともに、有効な知財確保のためのデータ創出を行う。こうした研究成果を、先端研究論文としてまとめる。</p>

資料6 履修モデル4(科学技術アントレプレナーシップ領域の研究者・教育者を旨とする学生)

博士 (科学技術イノベーション)

博士論文		スマートセル・インダストリーにおけるアントレプレナーシップとイノベーション戦略 <博士論文イメージ> 第一章：序論 第二章：スマートセル・インダストリーにおけるアントレプレナーシップとイノベーション戦略の実証分析 (専門性の高い科学技術分野の理系研究とアントレプレナーシップ領域の文系研究の両者を高度に融合し、文理融合・分野融合の視点から科学技術イノベーションに関する研究教育を行う研究者を目指す場合には、アントレプレナーシップやイノベーション戦略に関連する領域で国内外の主要ジャーナルにて論文掲載済み、外部専門家による論文査読を経ている) 第三章：スマートセル・インダストリーにおけるバイオワーカー型ビジネスプランの構築 (研究科の学位論文審査委員会(社会科学系教員及び理系指導教員により構成)の審査を経ている) 1. スマートセル・インダストリーにおける各要素技術のブレークスルーからイノベーション・アイデアへの展開 2. バイオワーカー型ベンチャー企業の技術戦略と知財戦略 3. バイオワーカー型ベンチャー企業の事業戦略 4. バイオワーカー型ベンチャー企業の財務戦略 第四章：結論		
後期課程 10単位	必修 10単位	科学技術アントレプレナーシップ科目 6単位	科学技術イノベーション戦略プロジェクト研究(5単位)	授業科目のイメージ(学生が学ぶ・行うこと) スマートセル・インダストリーにおいて事業創造を行う上で必要となる要素技術などを特定し、どのようにして当該技術を獲得するかを検討したうえで、イノベーションの実現につながる技術開発の方向性(技術戦略)を複数選択する。イノベーション・ストラテジーの構築については、各要素技術の競争優位性やそれらの関係性、あるいは今後の技術開発の展開シナリオなどについて事業戦略理論のツール等を使い深く分析した上で、その分析結果に対してアントレプレナーシップやイノベーション戦略の理論を適用し、有望な事業戦略シナリオを複数考案する。また事業戦略シナリオ毎に適切な技術戦略、知財戦略、財務戦略を網羅した包括的なビジネスプランを立案し、それらを比較検討した上で、その結果をイノベーション・ストラテジー研究成果報告書にまとめる。
			科学技術アントレプレナーシップ演習(1単位)	
		科学技術イノベーション科目 2単位	科学技術イノベーション研究2(1単位)	医療から食品、環境、工業全般等まで、広範な産業分野に影響を与えると期待されるスマートセル関連技術の応用分野について、それらの業界構造を理解する。そして技術の優位性を活かすことができ、かつ、市場や社会で求められている応用分野はどれなのか、というイノベーションの機会分析を行い、イノベーション・アイデアとしてまとめる。
			科学技術イノベーション研究1(1単位)	スマートセル・インダストリー領域において、過去から現在に渡ってどのようなブレークスルーとイノベーションが起こってきたかを詳細に調査・整理し、併せて主要な要素技術の開発動向や、近い将来に実現する可能性が高いブレークスルーの可能性等を技術マップとしてまとめる。
		先端研究開発科目 2単位	先端科学技術特定研究(2単位)	スマートセル・インダストリー領域において、重要な要素技術の一つとなる長鎖DNA合成について、国際的な競争力を持つことにつながる先端的な研究開発を行い、その成果を先端研究論文にまとめる。

資料7 研究の倫理審査に関する規則

目次

- 1 神戸大学の学術研究に係る行動規範（P 1）
- 2 神戸大学における研究費の適正使用のための取組指針（P 2）
- 3 国立大学法人神戸大学における研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規則（P 3）
- 4 国立大学法人神戸大学における研究費不正使用に関する通報等処理規程（P 5）
- 5 国立大学法人神戸大学研究費不正使用防止計画（P 8）
- 6 神戸大学大学院医学研究科等医学倫理委員会規程（P 11）
- 7 神戸大学大学院医学研究科等遺伝子解析研究倫理審査専門部会内規（P 13）
- 8 神戸大学動物実験実施規則（P 14）
- 9 神戸大学遺伝子組換え実験実施規則（P 20）
- 10 神戸大学病原体等安全管理規則（P 24）

1 神戸大学の学術研究に係る行動規範

平成 18 年 10 月 26 日制定

学術研究は、研究者の内発的な知的好奇心を源とするものであり、その成果は、世界の平和、人類の進歩及び地球環境の保全に貢献するものである。この意味において崇高な営みである学術研究を持続的に進展させるためには、研究者に対し学術研究の自由と研究者の自治が保障される必要があるが、同時に、研究者自身による倫理的な自律が要求される。

学術研究にあっては、その基礎となる数値等のデータが公開され、追試を通じたその成果の再現可能性が確認されてはじめて、その成果の独創性を誇ることができるのであって、架空のデータに依拠することがあってはならない。また、学術研究とは、自己の所説と先行業績との差異や優位性を明らかにする行為であるから、先行業績の盗用は排斥されなければならない。更に、学術研究の成果について特許権等を取得する場合には、技術を社会に公開する代償として権利が与えられるという特許制度の趣旨に鑑みて、不正な出願を行うことは許されない。

国立大学法人における学術研究は国費である運営費交付金や外部資金等によって支えられていることから、研究資金の不適正な使用は、国民の負託を裏切り、大学の社会的信用を失墜させる結果となるため、研究者には不正の誹りを招くことのない姿勢が求められる。

研究者も、そしてその研究者に学術研究の場を提供している大学も、社会の一員であり、社会に対し法的、道義的な責任を負う存在である。とりわけ、大学における学術研究は、一度その管理を過れば社会に対し深刻な被害を与えるおそれがある素材及び事象も扱っていることを、研究者は自覚しなければならない。

学術研究の過程において、研究者が他人の個人情報に触れる機会が多い。例えば、医学における臨床研究では、ヒトの病状などの個人情報を扱うこととなる。また、大学は教育機関であるから、学生の個人情報も扱うこととなる。したがって、大学において学術研究に携わる者は、個人情報の管理に万全の注意を払うことが求められる。

大学における学術研究は、多数の、そして国籍、性別、年齢等において多様な研究者の共同作業によって支えられている。研究者の業績評価等に際して、国籍、性別、年齢等による差別があってはならないし、共同作業の過程において、権限の濫用によるハラスメントもあってはならない。

国立大学の法人化以降、研究者たる教員が企業等の役員を兼ね、弁護士や弁理士等として登録するなどその活動範囲が更に広がっている。これにより、教員が利益相反の事態を招来させる危険性もある。

これらのことから今般、神戸大学において「神戸大学の学術研究に係る行動規範」を定めるものである。神戸大学において学術研究に携わるすべての者は、法令を遵守すべきことはもちろんのこと、以下に定められた行動規範の遵守についても、今まで以上に厳しい自律が要請されていることを、強く自覚すべきである。

1. 学術研究における不正行為の防止

研究者は、自らの研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為（ミスコンダクト）を行わないことはもとより、研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究・教育環境の整備に努めなければならない。

2. 研究成果の発表の在り方

研究者は、発表する研究データの信頼性の確保に向けて最善の努力を払うとともに、他の研究者の研究成果やオリジ

ナリティーを尊重して公正かつ適切な引用を行うことを基本姿勢としなければならない。また、学術論文等の発表に際しては、オーサーシップや既発表類似データの再利用などについて、各研究組織・研究分野・学術誌ごとにある固有の慣例・ルールに則って細心の注意を払い、著者全員の十分な了解のもとに行うものとする。

3. 研究費の適正な使用

研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用に当たっては、研究助成（補助、委託）目的等を最大限に尊重するとともに、各研究費ごとに定められた助成（補助、委託）条件や使用ルール等を遵守しなければならない。

4. 環境・安全への配慮、生命倫理の尊重

研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、外来生物、核燃料物質、劇毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、本学規則、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）等を遵守し、必要に応じて学内外の委員会での承認を受けるとともに、特に、ヒトや動物を対象とした研究においては生命倫理を最大限に尊重しなければならない。

5. 研究成果・研究材料の共有、守秘義務の遵守、個人情報の保護

研究者は、自らの公表済みの研究成果並びに研究材料を広く研究者コミュニティに開放し、他の研究者が必要に応じて利用できるよう努めなければならない。一方で、協力研究契約や知的財産権に係るものに関しては、所定の守秘義務を遵守するとともに、他の研究者の未発表研究成果、特に論文や研究費の審査の過程で知り得たものについては、守秘義務を厳密に遵守しなければならない。さらに、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め適正な取扱いを行うものとする。

6. 差別やハラスメントの排除

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示・指導等を受けるものに不利益を与えるような言動をとらない。

7. 利益相反の適切なマネジメント

研究者は、自らの研究行動に当たって、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、かかる状況が発生する場合には、情報公開を行って適切なマネジメントを行うものとする。

8. 研究指導者の責務

研究指導者は、研究グループ内における研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を責任をもって行うとともに、研究グループ内の研究者が各自の能力を十分に発揮できるような研究環境の整備に努め、各研究者の貢献度の客観的評価を通じて公正なグループ運営を行うものとする。また、研究グループ内の研究者全員に本行動規範の内容を周知徹底し、規範を逸脱することのないように最善の配慮を払わなければならない。

2 神戸大学における研究費の適正使用のための取組指針

平成 27 年 1 月 27 日改正

神戸大学（以下「本学」という）における学術研究は国費である運営費交付金や外部資金等によって支えられていることから、研究費の不正使用は国民の負託を裏切り、大学の社会的信用を失墜させる結果となる。

このことを踏まえ、本学の研究費の適正な運営・管理を目的として、本学の役員及び職員（非常勤である者を含む）その他本学の研究費の運営・管理に関わるすべての者（以下「構成員」という）が取り組むべき指針を定めるものである。

- 1 構成員は、研究費はすべて大学において組織として管理するものであることを十分認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 構成員は、研究費の使用にあたり、関係法令・通知、助成条件、本学の規則等、事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 構成員は、不正使用防止対策の理解や意識を高めるためのコンプライアンス教育を受講するとともに関係法令等、使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続きの理解に努めなければならない。
- 4 構成員は、研究を円滑に進めるため研究計画に沿って研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
- 5 構成員は、研究費の不正使用が本学全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を与えることを自覚し、行動しなければならない。
- 6 構成員は、規則等を遵守し、不正使用を行わないことを誓約する書面（誓約書）を提出しなければならない。
- 7 構成員は、研究費の使用にあたり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう努めなければならない。

3 国立大学法人神戸大学における研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規則

平成 28 年 9 月 30 日改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学(以下「本学」という。)における研究費の取扱い及び不正使用防止に関し必要な事項を定め、その適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「研究費」とは、公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金のほか、運営費交付金、寄附金、協力研究経費その他本学において研究のために使用する経費をいう。

2 この規則において「部局」とは、国立大学法人神戸大学会計規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「会計規則」という。)第 2 条第 1 項に定める予算単位をいう。

3 この規則において「構成員」とは、本学の役員及び職員(非常勤である者を含む。)その他本学の研究費の運営管理に関わるすべての者をいう。

4 この規則において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失により研究費を他の用途に使用し、又は研究費の交付目的若しくは使用条件に反して使用することその他法令等及び本学の規則等に違反して研究費を使用することをいう。

(研究費最高管理責任者)

第 3 条 本学に、研究費最高管理責任者(以下「最高管理責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究費の運営管理について最終責任を負う者として、研究費の運営管理に関する重要事項を決定するとともに、次条に規定する研究費統括管理責任者及び第 5 条に規定する研究費コンプライアンス推進責任者を指揮し、研究費の適切な運営管理を行うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(研究費統括管理責任者)

第 4 条 本学に、研究費統括管理責任者(以下「統括管理責任者」という。)を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者の指示に基づき、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営管理に関する業務を統括する。

(研究費コンプライアンス推進責任者)

第 5 条 本学に、研究費コンプライアンス推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置き、部局の長をもって充てる。

2 推進責任者は、部局における研究費の運営管理を行う者として、統括管理責任者の指示の下、部局における不正使用防止対策を実施するとともに、構成員の研究費の管理及び執行状況をモニタリングし、必要に応じて改善を行うものとする。

(研究費コンプライアンス推進副責任者)

第 6 条 部局に、研究費コンプライアンス推進副責任者(以下「推進副責任者」という。)を置き、当該部局を所掌する事務部の推進副責任者は、会計規則第 2 条第 3 項に規定する経理責任者(事務局にあつては、各部長とする。)をもって充てる。

2 前項に定めるもののほか、推進責任者が必要と認めるときは、学科、専攻等に推進副責任者を置くことができる。

3 推進副責任者は、推進責任者の指示に基づき、推進責任者を補助し、部局における研究費の運営管理に関する業務に従事する。

4 推進責任者は、第 2 項の規定により学科、専攻等に推進副責任者を置いたときは、速やかに、統括管理責任者に推進副責任者の氏名及び職務範囲を報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(構成員の責務)

第 7 条 構成員は、法令等、本規則、本規則に基づく取組指針等を遵守するとともに、これらを遵守することを誓約する書面(以下「誓約書」という。)を提出しなければならない。

2 最高管理責任者は、誓約書を提出しない構成員に対し、研究費に係る申請及び研究費の運営管理に従事することを禁ずることができる。

(研究費コンプライアンス委員会)

第 8 条 本学における不正使用防止及び不正使用に係る通報事案に関する事項を調査し、及び審議するため、神戸大学研究費コンプライアンス委員会(以下「コンプライアンス委員会」という。)を置く。

2 コンプライアンス委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(不正使用防止計画の推進部署)

第 9 条 最高管理責任者は、全学的な観点から、第 12 条に規定する不正使用防止計画を推進するため、内部統制室を不正使用防止計画の推進部署とし、必要な業務を行わせるものとする。

(基本方針)

第10条 最高管理責任者は、不正使用を防止するため、本学における研究費の不正使用防止対策に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定し、構成員に周知するものとする。

(取組指針)

第11条 最高管理責任者は、研究費の適正な運営管理を目的として構成員が取り組むべき指針を策定し、構成員に周知するものとする。

(不正使用防止計画)

第12条 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正使用を発生させる要因に対し、本学が優先的に取り組むべき事項を具体的に定めた不正使用防止計画を策定するとともに、構成員に周知し、実施するものとする。

(不正使用防止計画の実施状況の報告等)

第13条 統括管理責任者は、不正使用防止計画の実施状況について検証するとともに、定期的に最高管理責任者へ報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告の結果必要と認めるときは、統括管理責任者に改善を命じるものとする。

3 統括管理責任者は、前項の改善を命じられたときは、速やかに、自ら又は推進責任者に命じ、改善の措置を講じるとともに、その内容及び結果について最高管理責任者に報告するものとする。

4 推進責任者は、部局における対策を実施し、改善の措置を講じるとともに、実施状況を統括管理責任者へ報告するものとする。

(コンプライアンス教育)

第14条 統括管理責任者は、構成員に対して、不正使用の防止に関する教育(以下「コンプライアンス教育」という。)を推進する。

2 推進責任者は、部局の構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講させなければならない。

3 構成員は、推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

(研究費の管理及び執行)

第15条 研究費は、本学において組織として管理するものとし、当該研究費に関し定められた規則等によるもののほか、会計規則に準拠して適正に執行するものとする。

(相談窓口)

第16条 最高管理責任者は、研究費に係る事務処理手続き、不正使用防止計画等に関する学内外からの相談に対応するため、相談窓口を内部統制室、総務部、研究推進部、財務部及び部局に設置する。

(通報窓口)

第17条 最高管理責任者は、不正使用(その疑いがあるものを含む。)に関する通報を受け付けるため、通報窓口を内部統制室に設置する。

(研究費の不正使用に係る通報、調査、措置等)

第18条 研究費の不正使用に係る通報、調査、措置等に関し必要な事項は、国立大学法人神戸大学における研究費不正使用に関する通報等処理規程(平成19年10月23日制定)の定めるところによる。

(懲戒処分等)

第19条 本学は、不正使用をした、又は不正使用に関与した構成員に対し、国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)若しくは神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)の規定による懲戒処分等又は神戸大学名誉教授称号授与規程(平成16年4月1日制定)の規定による称号の取消し若しくは神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定)の規定による学位の取消しを行うことができる。

2 本学は、推進責任者が管理監督者としての適正を欠いていた場合は、国立大学法人神戸大学職員就業規則に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

3 最高管理責任者及び統括管理責任者は、管理監督者としての適正を欠いていた場合は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(公表)

第20条 最高管理責任者は、本学の不正使用に関する取組について、インターネットの利用により公表するものとする。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、研究費の取扱い及び不正使用防止に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

中間附則 (略)

附 則(平成 28 年 9 月 30 日)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

4 国立大学法人神戸大学における研究費不正使用に関する通報等処理規程

平成 28 年 9 月 30 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人神戸大学における研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規則(平成 19 年 9 月 25 日制定。以下「規則」という。)第 18 条の規定に基づき、国立大学法人神戸大学(以下「本学」という。)における研究費の不正使用に係る通報、調査、措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(不正使用に関する通報)

第 3 条 何人も、本学において不正使用(不正使用の疑いを含む。以下この条から第 7 条までにおいて同じ。)があると思料するときは、通報窓口に通報することができる。

2 通報者は、通報者本人の氏名、配置先又は所属、住所等及び次に掲げる事項を明示した書面を通報窓口へ提出するものとする。

(1) 不正使用を行った疑いがある者の氏名

(2) 不正使用の態様及び事案の内容

(3) 不正使用と判断できる合理的理由及び証拠

3 前項の規定にかかわらず、通報の方法は、郵送、電子メール、ファクシミリ、電話又は面談により行うことができるものとする。

4 匿名による通報があったときは、当該通報を信ずるに足る相当の理由、証拠等がある場合に限り、統括管理責任者と協議の上、受け付けるものとする。

5 通報窓口の職員以外の職員が、通報を受けたときは、速やかに通報窓口へ連絡しなければならない。

6 構成員が、自らの職務において不正使用を知り得たとき又は報道、学会等から不正使用の疑いが指摘されたときは、通報があったものとみなす。この場合において、この規程に基づく通報者への通知及び報告は、行わないものとする。

(報告及び予備調査)

第 4 条 通報窓口は、前条の規定により通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者を經由して最高管理責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めるときは、当該事案に係る部局の研究費コンプライアンス推進責任者(以下「関係推進責任者」という。)に予備調査を行わせるものとする。

3 関係推進責任者は、予備調査を実施し、予備調査の指示を受けた日から 14 日以内に、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

4 前項に規定する予備調査の実施に当たっては、予備調査の公正性及び透明性を確保するため、調査の対象となる構成員、通報者に関する者、又は利害関係人(以下これらを「関係者」という。)は、調査に加わるできない。

(調査)

第 5 条 最高管理責任者は、前条第 3 項の報告に基づき、通報の受付日から 30 日以内に調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を当該不正使用に係る研究費の配分機関(以下「配分機関」という。)に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の規定に基づき調査を実施することを決定したときは、神戸大学研究費コンプライアンス委員会(以下「コンプライアンス委員会」という。)に当該事案に関する調査を行わせるものとする。

3 調査の実施に当たっては、調査の公正性及び透明性を確保するため、関係者は、調査に加わるできない。

4 最高管理責任者は、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないことを決定したときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

(調査の実施)

第 6 条 コンプライアンス委員会は、前条第 2 項の規定による最高管理責任者からの指示があったときは、不正使用の有無及び内容、不正使用に関与した者及びその関与の程度、不正使用の額等について調査し、必要に応じて調査の進捗状況を最高管理責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関に報告するとともに、その対応について配分機関と協議しなければならない。

3 コンプライアンス委員会は、調査の対象となる構成員(以下「調査対象者」という。)に対し、事実の適正な認定に必要な資料(以下次項において「必要資料」という。)の提出を命ずることができる。

4 コンプライアンス委員会は、必要資料を入手することが困難であると認めるとき、又は必要資料が隠滅されるおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる措置を命ずることができる。

- (1) 調査の対象となる構成員に対し、調査対象場所を指定し、当該場所に立ち入ることを禁ずること。
 - (2) 調査対象者が、コンプライアンス委員会の指定した者と連絡をとることを禁ずること。
 - (3) 指定された調査対象場所から、調査対象者及びコンプライアンス委員会の指定する者が、コンプライアンス委員会の指定する物品を持ち出すことを禁ずること。
 - (4) 調査対象場所を、期間を定めて閉鎖すること。
- 5 コンプライアンス委員会は、前項各号に掲げるもののほか、調査の実施期間中において、必要に応じて調査対象者が調査の対象となる研究費を使用することの禁止を命ずることができる。
- 6 コンプライアンス委員会は、第3項、第4項各号及び前項に掲げる命令を発するに当たり、調査対象者に審問することを要しない。ただし、第4項第4号又は前項の命令を発する場合にあっては、当該調査対象場所を管理する部局の長の同意を得るものとし、当該部局の長は、当該部局の業務の遂行に著しい支障が生ずる場合を除き、同意を拒むことができないものとする。

(審問)

第7条 コンプライアンス委員会は、調査に当たり、調査対象者を審問しなければならないものとし、審問については、調査対象者の求めに応じて書面又は口頭により行うものとする。

2 調査対象者は、審問において、コンプライアンス委員会に対し、自己の行為が不正使用に当たらないと主張するときは、その理由を説明する責任を負う。

(調査協力)

第8条 コンプライアンス委員会から、証言又は証拠の提出等の協力を要請された構成員は、当該協力の結果自らが民事上及び刑事上の責任を追及され、又は国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成16年4月1日制定。以下「就業規則」という。)、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)等の規定による懲戒処分等を受けるおそれがある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 コンプライアンス委員会が、その指定する調査対象場所に立ち入り、調査対象場所から、事実の認定に必要な機器、備品等を持ち出すとき又は調査対象者を除く構成員に証言又は証拠の提出等の協力を要請するときは、調査対象場所を管理し、又は協力を要請する構成員の配置された又は所属する部局の長の指名する者を立ち会わせなければならない。

(最高管理責任者への報告)

第9条 コンプライアンス委員会は、調査の結果に基づき、調査対象者に係る不正使用の事実の有無の認定について裁定し、書面により最高管理責任者へ報告するものとする。

2 コンプライアンス委員会は、前項の報告において、調査対象者について不正使用の事実があると認められたときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 調査対象者に対して、不正使用を行ったことを理由とする就業規則若しくは教学規則の規定による懲戒処分又は神戸大学名誉教授称号授与規程(平成16年4月1日制定)の規定による称号の取消し、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定)の規定による学位の取消し等の必要性について、最高管理責任者に報告すること。
 - (2) 最高管理責任者、統括管理責任者又は関係推進責任者が管理監督者として適正を欠いていたことを理由とする損害賠償責任、就業規則の規定による懲戒処分等の必要性について、最高管理責任者に報告すること。
 - (3) 研究費を私的に使用する等、行為の態様が悪質であった場合は、調査対象者に対し刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)、民事訴訟法(平成8年法律第109号)等に基づく訴えを提起することの要否について、最高管理責任者に報告すること。
 - (4) 最高管理責任者に当該不正使用の是正措置及び再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講ずるよう意見を提出すること。
- 3 コンプライアンス委員会は、第1項の報告において、調査対象者について不正使用の事実がないとされたときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 調査対象者による学術研究活動の円滑な再開及び調査対象者の名誉の回復のために必要な措置について最高管理責任者に報告すること。

(2) 通報者が構成員であり、かつ、当該通報者が、調査対象者につき不正使用の事実がないこと又は当該事実があると思料するに足りる合理的な根拠がないことを知りながら、第3条の規定による通報をしたことが明らかであると認められるときは、当該通報者に対する就業規則、教学規則等の規定による懲戒処分等の検討の必要性について、最高管理責任者に報告すること。

(調査結果及び通知)

第10条 前条の報告を受けた最高管理責任者は、必要な処置を決定するとともに、当該決定に応じて、通報者及び調査対象者並びに関係推進責任者に通知するものとする。

(異議申立て)

第11条 通報者及び調査対象者は、前条の処置に対し不服がある場合は、通知を受けた日から起算して14日以内に最高管理責任者に対して書面により異議申立てを行うことができる。ただし、異議申立ては、1回を限度とする。

(再調査)

第12条 最高管理責任者は、異議申立てに関する書面を受理したときは、再調査の可否を判断し、再調査の実施を決定したときは、コンプライアンス委員会に対し、再調査の実施を指示するものとする。ただし、異議申立ての趣旨がコンプライアンス委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、コンプライアンス委員会委員を交替させることができるものとする。

2 最高管理責任者は、再調査の実施を決定したときは、通報者及び調査対象者に通知するものとする。

3 コンプライアンス委員会は、再調査の指示があったときは速やかに再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、異議申立てに必要な措置を決定するとともに、その結果を通報者及び調査対象者に通知するものとする。

5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、その旨を理由と併せて通報者及び調査対象者に通知するものとする。

(是正措置)

第13条 最高管理責任者は、第9条第2項第4号に規定する意見により必要と認めるときは、速やかに是正措置等を講じ、又は関係推進責任者に対して是正措置等を講ずるよう命ずるものとする。

2 関係推進責任者は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容及びその結果等について、最高管理責任者に報告するものとする。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第14条 最高管理責任者は、通報の受付日から210日以内に、調査の結果を配分機関に報告するものとする。当該期日において調査が完了しない場合においては、調査の状況を配分機関に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、調査の過程であっても、不正使用の事実が確認された場合には、速やかにその旨を配分機関へ報告するものとする。

3 前2項の報告において、不正使用の事実を認定したときは、不正発生要因、不正に関与した者が関わる研究費における管理及び監査体制の状況、再発防止計画を併せて報告するものとする。

4 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況について報告し、又は配分機関が行う当該事案に係る調査に協力するものとする。

5 最高管理責任者は、第1項の報告の結果、当該配分機関から不正使用に係る研究費の返還命令を受けたときは、調査対象者等に当該額を返還させるものとする。

6 配分機関が報告を求めないときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による報告等を省略することができる。

(調査結果の公表)

第15条 最高管理責任者は、不正使用の事実を認定したときは、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏えいしていた場合又は社会的影響が大きい場合は、必要に応じて当該調査が完了していない場合であっても中間報告として公表するものとする。

3 公表する内容は、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 不正に関与した者の氏名及び配置先又は所属
- (2) 不正の内容
- (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
- (4) コンプライアンス委員会委員の氏名及び配置先又は所属
- (5) 調査の方法及び手順

4 最高管理責任者は、関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等、前項の規定によることが適当でない合理的な理由がある場合は、不正使用に関与した者の氏名、所属等を公表しないことができる。

(通報者の保護)

第16条 本学は、構成員が通報を行ったことを理由として、当該構成員に対し、解雇(派遣労働者又は請負契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除)又はその他の不利益な取扱いをしてはならない。

2 本学は、通報をした職員等の就労又は就学に係る環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第17条 コンプライアンス委員会の委員及び本規程に基づき不正使用の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 この規程に定める通報、調査、措置等の業務に携わる者又は携わった者は、通報者の個人情報、通報内容及び調査により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(退職者等への準用)

第18条 過去に本学の構成員であった者について、通報があった場合は、構成員の例に準じて取り扱うものとする。

2 最高管理責任者は、過去に本学の構成員であった者につき、その在職又は在学中に不正使用の事実の有無について配

分機関から調査を求められた場合又は当該機関が実施する調査への協力を求められた場合において、必要と認めるときは、調査し、又は当該機関の調査に協力するものとする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成19年10月23日から施行する。

中間附則 (略)

附 則(平成28年9月30日)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

5 国立大学法人神戸大学研究費不正使用防止計画

平成27年2月

国立大学法人神戸大学(以下「本学」という。)においては、「国立大学法人神戸大学における研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規則」(以下「規則」という。)に基づき、「国立大学法人神戸大学研究費不正使用防止計画」(以下「不正使用防止計画」という。)を以下のとおり定めるものである。

第1 目的

不正使用防止計画は、本学における研究費の適正な運営・管理を確保し、不正使用等を防止することを目的とする。

第2 取組方針

- 1 本学における研究費の運営・管理体制の明確化、運営・管理に関わる者の責任と権限を明確にするものとする。
- 2 本学における研究費の運営・管理に係る実態の把握及び検証結果に基づき、不正を発生させる要因に対し本学が優先的に取り組むべき事項を具体的に定めるものとする。
- 3 本学における不正使用防止計画の実施状況、改善状況並びに文部科学省をはじめとする関係各省庁又は他機関等からの情報及び対応状況等を勘案して、適宜見直しを行うものとする。

第3 構成員の責務

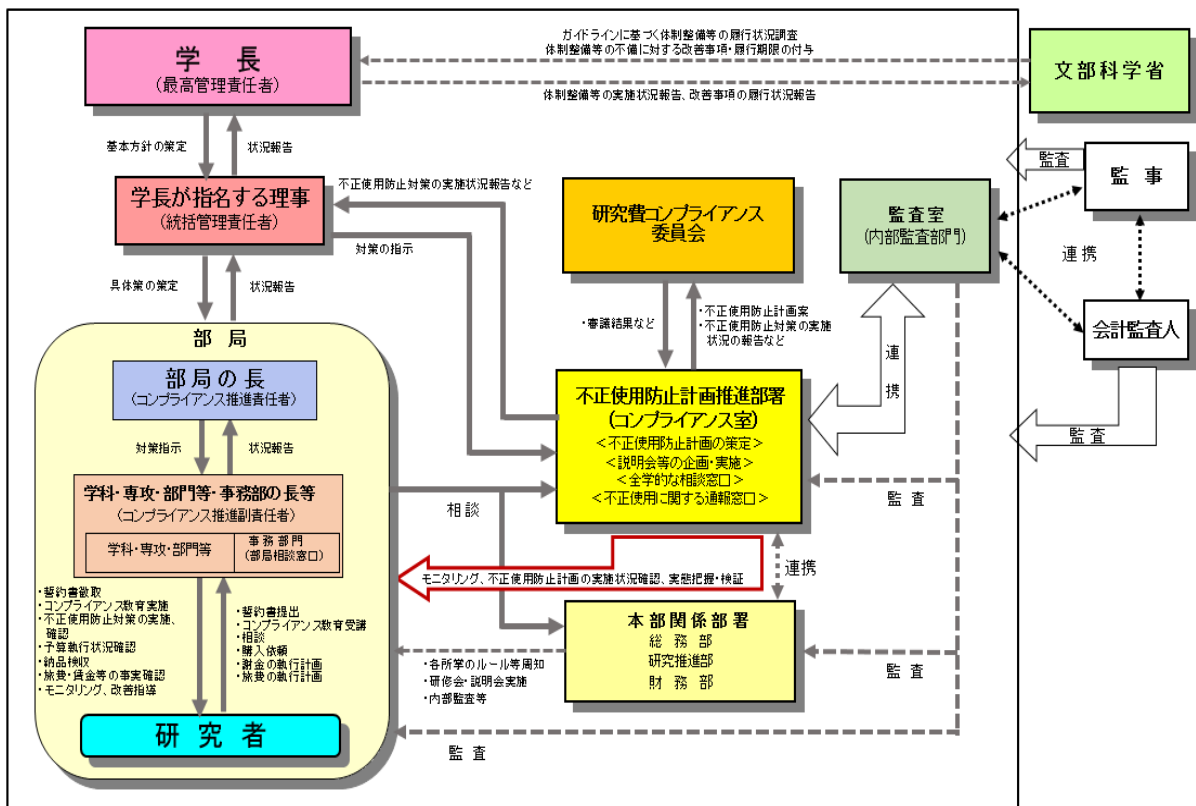
- 1 構成員は、研究費の運営・管理に関し、法令、学内規則等を遵守し、高い倫理と公正、誠実かつ清廉性をもって不正使用防止計画の実施に取り組まなくてはならない。
- 2 構成員は、研究費の運営・管理に関し、不正の事実を知ったときは、通報窓口に通報することができるものとする。

第4 責任者の役割

- 1 研究費最高管理責任者(以下「最高管理責任者」という。)の具体的な役割と責任
 - 1) 不正使用防止対策に関する基本方針の策定及び周知
 - 2) 研究費の適正使用のための取組指針の策定及び周知
 - 3) 定期的に各責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図らなければならない。
 - 4) 実効性のある対策とするため、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を講じなければならない。
 - 5) その他不正使用防止に必要な措置
- 2 研究費統括管理責任者(以下「統括管理責任者」という。)の具体的な役割と責任
 - 1) 不正使用防止計画の策定
 - 2) 不正使用防止計画の実施及び実施状況の確認
 - 3) 不正使用防止計画の実施状況の最高管理責任者への報告
 - 4) その他不正使用防止に関すること
- 3 研究費コンプライアンス推進責任者(以下「推進責任者」という。)の具体的な役割と責任
 - 1) 不正使用防止対策の周知、実施
 - 2) 不正使用防止対策の実施状況の確認
 - 3) 不正使用防止対策の実施状況の統括管理責任者への報告

- 4) コンプライアンス教育の実施
 - 5) コンプライアンス教育の受講状況の管理監督
 - 6) 研究費の管理・執行に係るモニタリングの実施
 - 7) 研究費の管理・執行に対する改善指導
 - 8) 誓約書の徴取及び提出状況の管理
 - 9) 研究費コンプライアンス推進副責任者（以下「推進副責任者」という。）の任命
 - 10) その他不正使用防止に関すること
 - 11) 推進副責任者を任命する場合は、責任範囲を明確に区分しなければならない。
 - 12) 推進副責任者を任命した場合は、5)から8)及び10)についての役割を推進副責任者に委任することができる。委任した場合は、実施状況を定期的に報告させるものとする。
 - 13) 事務部門に副責任者を任命し、研究費の管理・執行に関する情報が着実に伝達される体制を構築することができる。
- 4 学科、専攻等の推進副責任者の具体的な役割と責任
 - 1) コンプライアンス教育の受講指導、受講状況の管理監督
 - 2) 研究費の管理・執行に係るモニタリングの実施
 - 3) 研究費の管理・執行に関する改善指導
 - 4) 誓約書の徴取及び提出状況の管理
 - 5) その他不正使用防止に関すること
 - 5 事務部門の推進副責任者の具体的な役割と責任
 - 1) 研究費の管理・執行に係るモニタリングの実施
 - 2) 研究費の管理・執行に関する改善指導
 - 3) 事務担当者のコンプライアンス教育の受講状況の管理監督
 - 4) 誓約書の徴取及び提出状況の管理
 - 5) 研究費の執行状況資料の管理
 - 6) その他事務部門における不正使用防止に関すること

研究費の管理・監査体制図



第5 公表・周知

- 1 不正使用の防止に向けた取組状況を本学のホームページ等で公表するとともに、その施策を継続的に推進するものとする。
- 2 本学における研究費に関するルールを明確化を図り、研修会の開催、その他の方法により構成員の規範意識の向上

をはかるものとする。

第6 モニタリング等

コンプライアンス室は、本学の不正発生の可能性を最小にすることを旨とし、大学全体の研究費についての運用状況、執行状況のモニタリングを行い、その結果を推進責任者に連絡するものとする。

第7 不正使用防止の具体的対策

不正を発生させる要因を把握し、不正使用防止のための具体的対策を次のとおり定める。

- 1) 責任体系の明確化及び適正な運営・管理の基礎となる環境の整備（別紙）
- 2) 不正使用等の防止に向けた具体的項目の実施（別紙）

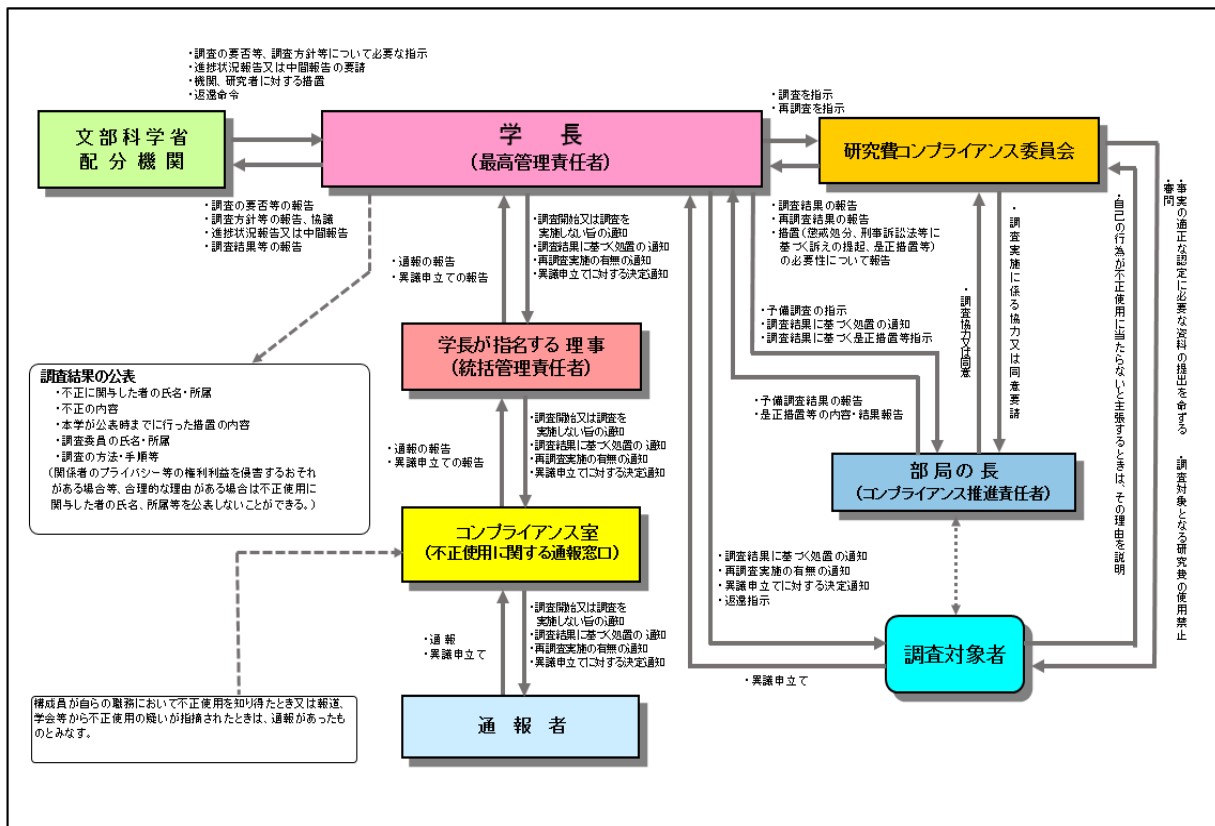
第8 不正使用防止計画の実施状況の把握

統括管理責任者は、大学全体の不正使用防止計画等の実施状況を確認して、最高管理責任者に報告しなければならない。また、最高管理責任者は、定期的に統括管理責任者及び推進責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図るものとする。

第9 不正な経理等への対応

- 1 研究費の不正使用又は不正使用の疑いに関する通報を受け付ける通報窓口を設ける。
- 2 通報及び調査に関しては、国立大学法人神戸大学における研究費不正使用に関する通報等処理規程の定めるところによる。
- 3 調査の結果、不正使用が明らかとなった場合、不正使用に関与した構成員に対して、本学が定める就業規則等に則り懲戒処分等を行い、氏名等を公表する。
- 4 最高管理責任者は、当該不正使用に係る改善策を講じ、その内容を周知する。

研究費不正の通報及び調査体制図



第10 実務者連絡会の設置

本学に「研究費の管理・監査体制等連絡会」を置き、研究費に係る不正使用防止計画案、規則等の策定、研究費の運

営・管理の実態把握及び必要な改善策の策定等に関し、実務上の問題点等の意見交換及び連絡調整を行い、研究費の管理・監査体制の充実を図る。

6 神戸大学大学院医学研究科等医学倫理委員会規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)
最近改正 平成 28 年 9 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学大学院医学研究科等医学倫理委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、神戸大学大学院医学研究科、神戸大学医学部附属病院及び科学技術イノベーション研究科(以下「医学研究科等」という。)に配置された本学の研究者の行う人を直接対象とした研究的介入を伴わない医学研究(以下「研究」という。)が「ヘルシンキ宣言」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号。以下「指針」という。)の趣旨を尊重しつつ慎重に行われるよう、個人の尊厳及び人権の尊重、個人情報保護、その他の倫理的観点及び科学的観点から審議することを目的とする。

(組織等)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医学研究科等に配置された神戸大学の専任の教授 6 人
 - (2) 倫理学の専門家又は法律学の専門家その他の人文・社会科学の有識者 若干人
 - (3) 前 2 号に掲げる者以外の一般の立場の者 若干人
 - (4) その他神戸大学大学院医学研究科長(以下「研究科長」という。)が必要と認めた者 若干人
- 2 前項の委員には、医学研究科等に配置されていない者が複数含まれ、かつ、男性及び女性がそれぞれ 1 名以上含まれていなければならない。
- 3 第 1 項の委員は、神戸大学大学院医学研究科教授会の議を経て、研究科長が委嘱する。
- 4 前項の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから研究科長が指名する。
- 6 第 4 項の規定にかかわらず、委員長の任期は研究科長の任期の終期を超えることはできないものとする。
- 7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 8 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 9 委員会は、次に掲げる要件を満たさなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- (1) 5 人以上の委員が出席していること。
 - (2) 男性及び女性の委員がそれぞれ 1 名以上含まれていること。
 - (3) 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる委員がそれぞれ 1 名以上出席していること。
 - (4) 医学研究科等に配置されていない委員が 2 人以上出席していること。
- 10 議事は、出席した委員の全員一致をもって決するよう努めなければならない。ただし、全員一致が困難な場合には、出席した委員の 4 分の 3 以上の賛成をもって決することができる。

(専門委員)

第 4 条 委員会に、特定の専門事項を調査検討するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門事項に係る学識経験者をもって充て、研究科長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門事項についての調査検討の結果を、委員会に報告しなければならない。

(専門部会)

第 4 条の 2 委員会に、遺伝子解析研究に係る専門的事項を調査するため、神戸大学大学院医学研究科等遺伝子解析専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

- 2 専門部会の構成員等に関する必要な事項は、別に定める。

(委員会の任務)

第 5 条 委員会は、研究科長から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、指針に基づき、倫理的観点及び科学的観点から、医学研究科等及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、文書により意見を述べなければならない。

- 2 委員長は、前項の審査を行うため、委員会を開催しなければならない。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、委員会に申請者を出席させ、説明を求めることができる。
- 4 委員は、自己の申請に係る審査に関与することができない。

- 5 委員会は、審査を行うに当たっては、倫理的観点及び科学的観点から次の事項に留意するものとする。
- (1) 研究の対象となる個人の人権の擁護
 - (2) 研究の対象となる者に理解を求め同意を得る方法
 - (3) 研究又は研究成果の公表によって生ずる個人への不利益及び危険性
- 6 委員会は、特に必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- (申請手続)

第6条 審査を申請しようとする者は、事前に審査申請書類を研究科長に提出しなければならない。

- 2 審査申請書類を受理した研究科長は、委員会に審査について諮問するものとする。
- (判定)

第7条 審査の判定は、原則として出席委員全員の合意を必要とし、次の各号に掲げる区分により行う。

- (1) 承認
- (2) 修正のうえ承認
- (3) 条件付き承認
- (4) 保留
- (5) 不承認

2 審査の経過及び結果は、記録として保存する。

(審査結果の通知)

第8条 委員長は、委員会の審議結果を審査結果報告書により、研究科長に報告するものとする。

2 研究科長は、審査結果通知書により、申請者に通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、審査の判定が第7条第1項第2号から第5号までの場合は、理由等を付記するものとする。

(再審査)

第9条 申請者は、通知された審査結果に対して異議のある場合には、異議申立書にその根拠となる資料を添付の上、再審査を1回に限り研究科長に申請することができる。

(緊急審査)

第10条 研究科長は、緊急を要する審査申請があった場合は、委員会への諮問を省略し、各委員に申請資料を配付し意見を求める方法により判定することができるものとする。

2 研究科長は、前項により難しい場合には、委員長と協議の上、判定することができるものとする。

3 研究科長は、委員長を通じて前2項の判定結果を各委員に資料を添えて速やかに通知するものとする。ただし、前2項の判定結果を受けた委員からの求めがあれば、研究科長は、速やかに委員会に審査について諮問しなければならない。

4 申請者に対する第1項及び第2項の判定結果の通知は、前項に規定する手続を経た後に行うものとする。

5 研究科長は、委員会が研究の変更又は中止を決定した場合には、申請者に対し、当該研究の変更又は中止を指示しなければならない。

(迅速審査)

第11条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する審査申請があった場合は、第3条第1項各号に規定する委員に申請資料を配付し意見を求める方法により判定することができるものとする。

(1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査

(3) 軽微な侵襲を伴うか又は侵襲を伴わない研究に関する審査

2 前項の審査の結果は、委員会の意見として取り扱うものとし、全ての委員に報告されなければならない。

(公表)

第12条 研究科長は、この規程及び委員名簿を厚生労働省が設置する倫理審査委員会報告システム(以下「倫理審査委員会報告システム」という。)において公表しなければならない。

2 研究科長は、年1回以上、委員会の開催状況及び審査の概要(非公開とすることが必要な内容として委員会が判断したものを除く。)を倫理審査委員会報告システムにおいて公表しなければならない。

(事務)

第13条 委員会の事務は、医学部事務部において行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

中間附則 (略)

附 則(平成 28 年 9 月 30 日)

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

7 神戸大学大学院医学研究科等遺伝子解析研究倫理審査専門部会内規

平成 28 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院医学研究科等医学倫理委員会規程第 4 条の 2 第 2 項、神戸大学医学部附属病院医薬品及び医療機器の臨床研究審査委員会第 4 条第 2 項、神戸大学医学部附属病院介入研究倫理審査委員会内規第 7 条第 2 項の規定に基づき、遺伝子解析研究倫理審査専門部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第 2 条 部会は、委員会の諮問に基づき、遺伝子解析研究に係る専門的事項について評価を行い、その実施の適否及び留意事項、改善事項等について、諮問委員会に意見を提出するものとする。

(組織)

第 3 条 部会は、それぞれ次に掲げる委員で組織する。

- (1) 医学研究科、医学部附属病院又は科学技術イノベーション研究科の教授 4 人
- (2) 保健学研究科の教授 1 人
- (3) 倫理及び法律面の学識経験者 3 人
- (4) 市民の立場の人 1 人以上
- (5) その他委員会が必要と認めた者 若干人

2 委員は、教授会の議を経て、医学研究科長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項各号の委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

2 前条各号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 5 条 部会に部会長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号の委員の互選により選出する。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、部会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(評価)

第 6 条 部会は、評価に当たり臨床研究・治験等（以下「研究等」という。）の総括責任者、その他委員以外の者を会議に出席させ、研究等の内容その他評価に必要な事項について説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(重大事態の報告)

第 7 条 部会長は、評価の結果、研究等の実施に際して重大な事態が生じたと認めたときは、速やかにその旨を諮問委員会に報告しなければならない。

(秘密の保護)

第 8 条 委員その他部会の関係者は、任務遂行上知り得た個人に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(事務)

第 9 条 部会の事務は、神戸大学医学部附属病院臨床研究推進センターにおいて行う。

(雑則)

第 10 条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

8 神戸大学動物実験実施規則

(平成 19 年 3 月 20 日制定)

最近改正 平成 28 年 3 月 22 日

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

本規則は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「法」という。),「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」(以下「飼養保管基準」という。)&及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)」(以下「基本指針」という。),日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」(以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

第1章 総則

(趣旨及び基本原則)

第1条 この規則は、神戸大学(以下「本学」という。)における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、ガイドライン、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、兵庫県条例の「動物の保護及び管理に関する条例」その他の法令等(以下これらを「法令等」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。),使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)&及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)のいわゆる3R(Replacement, Reduction, Refinement)に基づき、適正に実施するとともに、「動物実験における倫理の原則(平成12年4月1日神戸大学動物実験委員会制定)」(以下「動物実験倫理原則」という。)を遵守しなければならない。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物の恒常的な飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物への実験操作を行う施設・設備をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関し、事前に立案する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する部局の長をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

第2章 適用範囲

(適用範囲)

第3条 この規則は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。ただし、それ以外の動物を使用する動物実験等についてもこの規則を踏まえて取り扱うものとし、その取扱いは別に定めるものとする。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、法令等に基づき、動物実験等が実施されることを確認するものとする。

第3章 学長の責務

(責務)

第4条 学長は、本学における動物実験等に関する最終的な責任を負うものとする。

2 学長は、動物実験等に関する動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設の承認、実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価・検証、情報公開を行うとともに、その他動物実験等の適正な実施に努めるものとする。

3 学長は、前項の事項に関して報告又は助言を行う組織として、次章に定める神戸大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第4章 動物実験委員会

(任務)

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画の、法令等及び本学が定める規則等への適合性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱いに関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 動物実験等の、法令等及び本学が定める規則等への適合性に関する自己点検・評価及びその結果についての検証に関すること。
- (6) 動物実験等に関する情報の公開に関すること。
- (7) その他動物実験等の適正な実施に係る重要事項に関すること。

(組織)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター長
- (2) 先端融合研究環副研究環長（統合研究担当）
- (3) 医学研究科附属動物実験施設長
- (4) 人間発達環境学研究科，理学研究科，工学研究科，農学研究科及び海事科学研究科から選出された教授又は准教授各1人
- (5) 医学研究科から選出された教授又は准教授2人
- (6) 保健学研究科から選出された教授又は准教授1人
- (7) 先端融合研究環から選出された教授又は准教授1人
- (8) 研究基盤センターから選出された専任教員1人
- (9) 医学研究科附属動物実験施設から選出された専任教員1人
- (10) 獣医師1人
- (11) 学識経験者若干人
- (12) その他委員会が必要と認めた者

(任命等)

第7条 前条第4号から第9号までの委員は、学長が任命し、第10号から第12号までの委員は、学長が委嘱する。

2 前条第4号から第12号までの委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

第9条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第6条第11号の委員のうち、少なくとも1人以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上でこれを決する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(六甲台地区動物実験委員会及び楠地区及び名谷地区動物実験委員会)

第11条 委員会に、神戸大学六甲台地区動物実験委員会及び神戸大学楠地区及び名谷地区動物実験委員会(以下「実験委員会」という。)を置き、第5条第1号から第4号までに規定する事項について、各実験委員会に審議等を行わせることができる。

2 前項の各実験委員会の議決は、委員会の議決とすることができる。

3 第6条第3号から第9号までの委員は、それぞれ関連する実験委員会に属するものとする。

4 各実験委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、研究推進部研究推進課において行う。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審議及び手続)

第13条 動物実験責任者は、「動物の苦痛に関する審査基準(平成12年4月1日神戸大学動物実験委員会制定)」、「動物実験倫理原則」及び次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出するものとする。

- (1) 研究の目的, 意義及び必要性
 - (2) 代替法を考慮した実験動物の適切な利用方法
 - (3) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定, 動物実験成績の精度と再現性を左右する最小限の実験動物数, 遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮することなど実験動物の使用数削減方策
 - (4) 苦痛の軽減を図るなど動物実験等の適切な実施
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等(致死的な毒性実験, 感染実験, 放射線照射実験等をいう。)を行う場合, 動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための, 実験を打ち切る適期をいう。以下同じ。)の設定の検討
- 2 学長は, 動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは, 委員会に付議し, その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 3 学長は, 前項の通知について当該動物実験責任者から異議の申立てがあった場合は, 委員会に再度付議するものとする。ただし, その付議は, 1 回限りとする。
- 4 動物実験責任者は, 動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ, 実験を行うことができない。
(学外研究者との動物実験)
- 第 13 条の 2 動物実験責任者は, 学外の研究者と共同で実験を行う場合は, 当該学外研究者から学外研究者との動物実験等に関する誓約書の提出を受けた後でなければ, 実験を行うことができない。
(実験操作)
- 第 14 条 動物実験実施者は, 動物実験等の実施に当たって, 法令等及び本学が定める規則等に即するとともに, 次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 次条又は第 17 条において設置の承認を得た施設等において動物実験等を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - イ 適切な麻酔薬, 鎮痛薬等の利用
 - ロ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
 - ハ 適切な術後管理
 - ニ 適切な安楽死の選択
 - (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的, 化学的に危険な材料, 病原体, 遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。)については, 関係法令等及び本学における関連する規則等に従うとともに, 安全のための適切な施設及び設備を確保すること。
 - (4) 実験の実施に先立ち, 必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (5) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては, 経験等を有する者の指導の下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は, 動物実験計画を実施した後, 所定の様式により, 使用動物数, 計画の変更の有無, 成果等について学長に報告しなければならない。

第 6 章 施設等

(飼養保管施設の設置等)

- 第 15 条 飼養保管施設の設置又は変更を行おうとするときは, 部局の長(変更を申請する場合にあっては管理者)は, 事前に所定の飼養保管施設設置(変更)承認申請書により, 学長の承認を得なければならない。
- 2 学長は, 申請された飼養保管施設を委員会に調査させ, その助言により, 承認の可否を決定するものとする。
- 3 管理者は, 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ, 当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行わせることができない。

(飼養保管施設の要件)

第 16 条 飼養保管施設は, 以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度, 湿度, 換気, 明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種, 飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床, 内壁等が清掃, 消毒等が容易な構造で, 器材の洗浄, 消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気, 騒音, 廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置等)

第 17 条 実験室の設置又は変更を行おうとするときは, 部局の長(変更を申請する場合にあっては管理者)は, 事前に所定の実験室設置承認申請書により, 学長の承認を得なければならない。

- 2 学長は, 申請された実験室を委員会に調査させ, その助言により, 承認の可否を決定するものとする。
- 3 管理者は, 学長の承認を得た実験室でなければ, 当該実験室での動物実験等を行わせることができない。

(実験室の要件)

第 18 条 実験室は, 以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - (2) 排泄物、血液等による汚染に対しての清掃、消毒等が容易な構造であること。
 - (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (施設等の維持管理及び改善)

第19条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

(施設等の廃止)

第20条 施設等を廃止する場合は、管理者は所定の施設等廃止届を学長に届け出るものとする。

2 前項の場合において、管理者は、必要に応じて動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

第7章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第21条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管に係るマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(実験動物の導入)

第23条 実験動物は、法令等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとし、当該機関から、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報の提供を受けなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(健康管理)

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害又は疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の健康管理を行うため、委員会が実施する実験動物の病原微生物検査に必要な検体を委員会の指示に従って提出するものとする。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合、適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管をする場合、その組合せを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第27条 動物実験責任者又は飼養者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録の整備及び保存をするものとする。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類、数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡の際の情報提供)

第28条 動物実験責任者又は飼養者は、実験動物を譲渡する場合は、譲渡先に対しその特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第29条 管理者等は、実験動物を輸送する場合は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めるものとする。

第8章 安全管理及び健康管理

(危害防止)

第30条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡するものとする。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じるものとする。

4 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物に由来する人獣共通感染症に適切に対処するため、委員会

が実施する病原微生物検査に必要な検体を委員会の指示に従って提出するものとする。

- 5 管理者は、毒へび等有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき、必要な事項を別途定めるものとする。
- 6 管理者は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第31条 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

(健康管理)

第32条 動物実験実施者及び飼養者は、絶えず自己の健康管理を行うとともに健康に変調をきたした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、その旨を実験責任者及び管理者を経て学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項により報告を受けた場合は、委員会の助言を得て、健康診断その他健康を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第33条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対して、以下の事項に関する教育訓練を実施するものとする。

- (1) 法令等及び本学が定める規則等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
 - (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 動物実験等に従事しようとする者は、各実験委員会が実施する教育訓練を受講しなければならない。
 - 3 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録については、各実験委員会において保存するものとする。

第10章 自己点検・評価・検証

(自己点検・評価・検証)

第34条 学長は、委員会に、法令等及び本学が定める規則等への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第11章 情報公開

(情報公開)

第35条 学長は、本学における、動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規則、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価・検証の結果等)を毎年1回程度公表するものとする。

第12章 補則

(適用除外)

第36条 畜産に関する飼養保管の教育、研究若しくは試験又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に産業用家畜と見なされる動物種に限る。)の飼養又は保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規則を適用しないものとする。

(違反に対する措置)

第37条 法令等若しくは本学が定める規則等に違反し、又はそのおそれのある動物実験等が実施されていることを知り得た者は、管理者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた管理者は、直ちに学長に報告するとともに、実験動物管理者又は動物実験責任者に当該動物実験等の調査及び必要な善後策を指示し、当該調査等の結果を報告させるものとする。
- 3 前項の調査等の結果について報告を受けた管理者は、学長に報告するものとし、当該報告を受けた学長は、委員会の議に付し、当該動物実験等の制限又は中止その他の措置を講ずるものとする。

(書類の様式)

第38条 この規則の実施に必要な書類の様式は、委員会が別に定める。

(雑則)

第39条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在任する神戸大学動物実験委員会委員(以下「旧委員」という。)は、第 6 条の規定による委員とみなし、その任期は、第 7 条第 2 項本文の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 3 この規則施行の際現に設置されている神戸大学六甲台地区動物実験委員会及び神戸大学医学部動物実験委員会は、それぞれ第 11 条第 1 項の規定により設置されたものとみなす。
- 4 神戸大学動物実験委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

中間附則 (略)

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

9 神戸大学遺伝子組換え実験実施規則

(平成 16 年 7 月 15 日制定)
最近改正 平成 28 年 9 月 30 日

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
 - 第 2 章 遺伝子組換え実験安全委員会(第 8 条—第 16 条)
 - 第 3 章 実験計画の申請・承認及び大臣確認(第 17 条—第 19 条)
 - 第 4 章 実験室の登録(第 20 条—第 22 条)
 - 第 5 章 実験の安全確保(第 23 条—第 25 条)
 - 第 6 章 拡散防止措置(第 26 条—第 28 条)
 - 第 7 章 遺伝子組換え生物等の取扱い(第 29 条—第 31 条)
 - 第 8 章 教育訓練及び健康管理(第 32 条—第 34 条)
 - 第 9 章 非常時の措置(第 35 条—第 37 条)
 - 第 10 章 雑則(第 38 条・第 39 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成 16 年文部科学省・環境省令第 1 号)及び関係法令(以下「法令」と総称する。)に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)における遺伝子組換え実験(以下「実験」という。)の安全を確保するために必要な事項を定め、もって実験の適切な実施と遺伝子組換え研究の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局 各機構、各学部、各研究科、先端融合研究環、医学部附属病院、附属学校部、附属中等教育学校、明石地区附属学校、附属特別支援学校、各基幹研究推進組織、各学内共同基盤組織及び神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センターをいう。
 - (2) 遺伝子組換え生物等 次のイからロまでに掲げるものをいう。
 - イ 細胞外において核酸を加工する技術の利用により得られた核酸又は複製物を有する生物
 - ロ 異なる分類学上の科に属する生物の細胞を融合する技術の利用により得られた核酸又は複製物を有する生物
 - (3) 実験室 実験を実施するために拡散防止措置が執られた部屋をいう。
 - (4) 実験区域 人の出入りを管理するために他の区域から区分された実験室等をいう。
- 2 前項各号に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、法令で使用する用語の例による。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、実験従事者が行う実験の安全確保に関する事項を総括する。

(部局の長の責務)

第4条 実験を実施する部局の長は、法令及びこの規則の定めるところにより、当該部局において行われる実験の安全確保に必要な措置を講じなければならない。

(実験従事者)

第5条 実験従事者は、実験を計画し、及び実施するに当たっては、安全確保について十分自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ、微生物に係る標準的な実験方法並びに実験に特有な操作方法及び関連する実験方法に精通し、習熟するものとする。また、動物使用実験(神戸大学動物実験実施規則が適用される実験をいう。以下同じ。)に当たっては、動物の取扱い及び関連法令等についても習熟するものとする。

(実験責任者)

第6条 個々の実験計画の遂行に当たっては、実験従事者のうちから実験責任者を置くものとする。

2 実験責任者は、法令及びこの規則を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者であり、かつ、法令及びこの規則に定める任務を果たすものとする。

(安全主任者及び安全補助者)

第7条 部局において、実験を実施する者又は実施しようとする者がある場合は、当該部局に安全主任者1人を置くものとする。

2 安全主任者は、当該部局の教授又は准教授をもって充てる。

3 安全主任者は、部局の長の推薦に基づき、学長が任命する。

4 安全主任者の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 安全主任者は、法令及びこの規則を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者であり、次に掲げる任務を果たすものとする。

(1) 部局の長の管理の下に、実験が法令及びこの規則に従って適正に遂行されていることを確認する。

(2) 実験責任者に対し指導助言を行う。

(3) その他実験の安全確保に関する必要な事項の処理に当たる。

6 安全主任者は、その任務を果たすに当たり必要な事項について、次条に定める遺伝子組換え実験安全委員会に報告するものとする。

7 部局に、安全主任者の業務等を補助するため安全補助者を置くことができる。

8 安全補助者は、法令及びこの規則を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者であり、部局の長が任命する。

第2章 遺伝子組換え実験安全委員会

(設置)

第8条 本学に、遺伝子組換え実験安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第9条 委員会は、次に掲げる事項について調査又は審議を行う。

(1) 実験計画の法令及びこの規則に対する適合性に関すること。

(2) 実験室の法令及びこの規則に対する適合性に関すること。

(3) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。

(4) 災害・事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること。

(5) その他実験の安全確保に関する必要な事項に関すること。

(6) この規則の改廃に関すること。

2 前項の審議又は調査の結果、委員会が必要と認めるときは、学長に対し、助言又は勧告を行うことができる。

3 委員会は、必要に応じ実験責任者及び安全主任者に対し、報告を求めることができる。

(組織)

第10条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 実験に関し、専門的知識を有する自然科学、生命・医学及び人間科学分野の教授又は准教授7人

(2) 人文科学及び社会科学分野の教授又は准教授1人

(3) 予防医学又はその関連分野の教授又は准教授2人

(4) 教職員の健康・安全管理等に責任を有する事務系職員

(5) 学長が必要と認めた学外の学識経験者若干人

(6) その他委員会が必要と認めた者若干人

(任命等)

第11条 委員は、学長が任命し、又は委嘱する。

2 前条第4号以外の委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第12条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
(議事)

第13条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第14条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門委員会及び安全主任者連絡会)

第14条の2 委員会は、第9条第1項第1号及び第2号に規定する事項を審査するため、専門委員会を置くことができる。

2 委員会は、実験の安全確保に資するため安全主任者との連絡会を開催する。

3 前2項に規定する専門委員会及び連絡会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第15条 委員会の事務は、研究推進部研究推進課において行う。

(細目)

第16条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な細目は、委員会が定める。

第3章 実験計画の申請・承認及び大臣確認

(実験計画の申請)

第17条 実験を実施しようとする当該実験責任者は、その実験計画について、配置されている又は所属する部局の長を経由して学長に申請し、承認を受けなければならない。また、実験計画を変更しようとするときも同様とする。

2 学長は、前項の実験計画を受理した場合は、速やかに委員会に付議しなければならない。

3 動物使用実験に当たっては、実験計画について神戸大学六甲台地区動物実験委員会又は神戸大学楠地区及び名谷地区動物実験委員会に申請し、承認を受けなければならない。

4 法令により文部科学大臣の確認を必要とする実験計画については、実験責任者は、文部科学省所定の様式により、配置されている又は所属する部局の長を経由し学長に提出しなければならない。

(実験計画の承認及び大臣確認)

第18条 学長は、前条第1項により申請のあった実験計画について、委員会の議に基づき、承認を与えるか否かの決定を行うものとする。

2 学長は、前項の決定を行う場合において、文部科学大臣の確認を必要とする実験計画については、あらかじめ文部科学大臣の確認を受けるものとする。

(決定通知)

第19条 学長は、前条の決定を行ったときは、当該部局の長にその旨通知するものとする。

2 前項の通知を受けた部局の長は、安全主任者及び当該実験責任者にその旨通知するものとする。

第4章 実験室の登録

(実験室の登録・申請)

第20条 すべての実験室は、その拡散防止措置を行うレベルごとに登録されなければならない。

2 実験室の登録をしようとする者は、その実験室について、配置されている又は所属する部局の長を経由して学長に申請し、承認を受けなければならない。また、実験室の登録内容を変更しようとするとき及び登録を抹消するときも同様とする。

3 学長は、前項の実験室の登録の申請を受理した場合は、速やかに委員会に付議しなければならない。

(実験室の登録承認)

第21条 学長は、前条第2項により申請のあった実験室の登録について、委員会の議に基づき、承認を与えるか否かの決定を行うものとする。

(決定通知)

第22条 学長は、前条の決定を行ったときは、当該部局の長にその旨通知するものとする。

2 前項の通知を受けた部局の長は、安全主任者及び当該申請者にその旨通知するものとする。

第5章 実験の安全確保

(実験施設・設備の管理及び保全)

第23条 実験責任者は、安全主任者の指導助言の下に、実験施設内の実験室及び保管設備に別に定める標識を付さなければならない。

2 実験責任者は、安全主任者の指導助言の下に、実験設備の定期点検その他管理保全を実施し、その結果を記録しなければならない。

3 実験施設への一時立入及び実験施設内で他の実験並びに作業等を行おうとする者は、実験責任者の許可を受け、その

指示に従わなければならない。

(実験の安全な実施)

第24条 実験責任者及び実験従事者は、承認を受けた実験計画に従って安全確保に十分配慮しつつ実験を実施しなければならない。

2 実験責任者及び実験従事者は、安全主任者の指導助言の下に、法令及び第6章に定める拡散防止措置を執り実験を実施しなければならない。

3 実験責任者及び実験従事者は、安全主任者の指導助言の下に、実験の実施経過等について記録し、保存しなければならない。

(報告書の提出等)

第25条 実験責任者は、実験が終了した場合には遺伝子組換え実験結果報告書を配置されている又は所属する部局の長を経由して学長に提出しなければならない。ただし、文部科学大臣確認実験で、文部科学大臣へ報告が必要な場合は、文部科学省所定の様式により指定期日までに報告しなければならない。

2 学長は、前項の実験結果報告書を受理した場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。

3 学長は、文部科学大臣の確認を受けた実験が修了した場合は、指定期日までに文部科学大臣へ報告しなければならない。

4 実験責任者は、毎年度末に遺伝子組換え実験経過報告書を、委員会に提出しなければならない。

第6章 拡散防止措置

(実験に当たって執るべき拡散防止措置)

第26条 実験に当たって執るべき拡散防止措置は、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(以下「省令」という。)第3条、第4条及び第5条の定めによるものとする。

2 動物使用実験における動物屍体及び汚物については、遺伝子組換え生物等が含まれる可能性がない場合は、通常の動物屍体及び汚物と同様に処分できるものとする。

(保管に当たって執るべき拡散防止措置)

第27条 保管に当たって執るべき拡散防止措置は、省令第6条の定めによるものとする。

(運搬に当たって執るべき拡散防止措置)

第28条 運搬に当たって執るべき拡散防止措置は、省令第7条の定めによるものとする。

第7章 遺伝子組換え生物等の取扱い

(遺伝子組換え生物等の保管・運搬)

第29条 実験責任者は、安全主任者の指導助言の下に、遺伝子組換え生物等の保管及び運搬を適正に行うとともに、保管及び運搬の記録を作成しなければならない。

2 実験責任者は、遺伝子組換え生物等を実験区域から搬出する場合及び実験区域へ搬入する場合は、その都度配置されている又は所属する部局の長に届け出なければならない。

(遺伝子組換え生物等の譲渡、提供及び委託に関する手続き)

第30条 遺伝子組換え生物等を譲渡しようとする者は、譲渡先において明確な使用計画があること及び適切な管理体制が整備されていることを事前に確認しなければならない。

2 遺伝子組換え生物等の譲渡を受ける実験責任者は、第17条の規定に基づき、それらを用いる実験計画について承認を得た後に譲渡を受けるものとする。

3 実験責任者は、遺伝子組換え生物等の譲渡を受ける場合は、必要な情報提供を受けなければならない。

4 実験責任者は、遺伝子組換え生物等を譲渡、提供又は委託して使用等をさせようとするときは、その譲渡若しくは提供を受ける者又は委託を受けてその使用等をするものに対し、法令で定めるところにより、情報の提供を行わなければならない。

(実験計画終了後の取扱い)

第31条 実験計画終了後は遺伝子組換え生物等を不活化し処分するものとする。ただし、当該実験以外の実験に用いるため遺伝子組換え生物等を保管する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合においては、実験責任者は遺伝子組換え生物等の保管記録を作成し、記録を保存するものとする。

3 保管された遺伝子組換え生物等を用いる実験を実施する場合は、新たな実験計画の申請その他の所要の手続きを行うものとする。

第8章 教育訓練及び健康管理

(教育訓練)

第32条 学長は、実験責任者、実験従事者、実験を補助する者及び動植物飼育担当者等に対し、法令及びこの規則を熟知させるために、委員会に教育訓練を行わせるものとする。

2 実験に従事しようとする者は、委員会が実施する教育訓練を受講しなければならない。

3 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録については、委員会において保存する。

4 実験責任者は、実験従事者に対し、法令及びこの規則を熟知させ、拡散防止措置等安全管理の指導をしなければならない。

(健康管理)

第 33 条 実験従事者は、常に自己の健康管理を行うとともに健康に変調をきたした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、その旨を安全主任者及び実験責任者に報告しなければならない。

2 実験責任者は、前項の報告を受けた場合、部局の長を経て学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項により報告を受けた場合は、委員会の助言を得て、健康診断その他健康を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(実験の制限又は中止)

第 34 条 学長は、前条に掲げる健康診断の結果又は調査の結果によっては、実験の制限又は中止その他必要な措置を講じなければならない。

第 9 章 非常時の措置

(災害及び事故発生時の措置)

第 35 条 実験従事者は、次に掲げる事態が発生したときは、直ちにその状況を実験責任者を通じ安全主任者及び配置されている又は所属する部局の長に通報するとともに、応急の措置を講じなければならない。

(1) 地震、火災その他の災害によって、遺伝子組換え生物等について省令の定める拡散防止措置を執ることができない、又はそのおそれがあるとき。

(2) 実験中、保管中又は運搬中の事故によって、遺伝子組換え生物等について省令の定める拡散防止措置を執ることができない、又はそのおそれがあるとき。

2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、安全主任者の意見を聴取し、適切な措置を講じなければならない。また、省令の定める拡散防止措置を執ることができない場合は、直ちに災害又は事故の状況及び講じた措置について学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けた場合は、速やかに災害又は事故の状況及び講じた措置を文部科学大臣に報告しなければならない。

(盗難及び紛失時の措置)

第 36 条 実験責任者は、遺伝子組換え生物等を含む実験試料の盗難及び紛失を発見した場合は、直ちにその旨を安全主任者及び配置されている又は所属する部局の長に通報しなければならない。

2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、安全主任者の意見を聴取し、適切な措置を講じなければならない。

(違反に対する措置)

第 37 条 法令若しくはこの規則に違反し、又はそのおそれのある実験が実施されていることを知り得た者は、安全主任者を通じて配置されている又は所属する部局の長に報告しなければならない。

2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、直ちに学長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、委員会の議に付し、実験の制限又は中止その他の措置を講ずるものとする。

第 10 章 雑則

(書類の様式)

第 38 条 この規則の実施に必要な書類の様式は、委員会が別に定める。

(雑則)

第 39 条 この規則に定めるもののほか、遺伝子組換え研究の推進を図ることに必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 7 月 15 日から施行する。

2 この規則施行の際現に在任する組換え DNA 実験安全委員会委員(以下「旧委員」という。)は、第 10 条の規定による遺伝子組換え実験安全委員会委員とみなし、その任期は、第 11 条第 2 項本文の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

中間附則 (略)

附 則(平成 28 年 9 月 30 日)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 2 月 24 日制定)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学(以下「本学」という。)において所持する病原体等の取扱い及び安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 本学における病原体等の取扱いについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成 10 年政令第 420 号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「感染症法施行規則」という。)、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号。以下「家伝法」という。)、家畜伝染病予防法施行令(昭和 28 年政令第 235 号)、家畜伝染病予防法施行規則(昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「家伝法施行規則」という。)及びその他の関係法令等(以下これらを「関係法令等」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局 学術研究推進機構、人間発達環境学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、農学研究科、先端融合研究環、医学部附属病院、研究基盤センター、保健管理センター及び神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センターをいう。
 - (2) 病原体等 細菌、真菌、ウイルス、プリオン、原虫及び寄生虫並びに微生物の産生する毒素で、人体又は動物に危害を及ぼす要因となるものをいう。
 - (3) 特定病原体等 感染症法に規定する一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。
 - (4) 家畜伝染病病原体 病原体等のうち、家伝法施行規則に規定する病原体をいう。
 - (5) 届出伝染病等病原体 病原体等のうち、家畜伝染病病原体以外の家畜伝染病の病原体及び届出伝染病の病原体であって家伝法施行規則に規定する病原体をいう。
 - (6) バイオセーフティレベル(以下「BSL」という。) 病原体等の人体又は動物に対する危険の度合いを危険度の低いものから順に、BSL1 から BSL4 までの 4 段階に区分して示すものをいう。
 - (7) 動物実験バイオセーフティレベル(以下「ABSL」という。) 病原体等を用いた動物実験において、病原体等の人体又は動物に対する危険の度合いを危険度の低いものから順に、ABSL1 から ABSL4 までの 4 段階に区分して示すものをいう。
 - (8) 実験責任者 病原体等を用いる研究及び検査並びに病原体等の保管、使用、滅菌、運搬、譲渡し及び情報管理(以下「管理等」という。)の安全管理上の責任を負う者をいう。
 - (9) 実験従事者 病原体等を用いる研究及び検査並びに病原体等の管理等を行う者をいう。
 - (10) 管理区域 病原体等を取り扱う場合に安全管理が必要な特定の区域をいう。
 - (11) 病原体等取扱主任者 二種病原体等を取扱う場合に、感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに管理区域における安全管理上の責任を負う者をいう。
 - (12) 家畜伝染病病原体取扱主任者 家畜伝染病病原体を取扱う場合に、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止並びに管理区域における安全管理上の責任を負う者をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、関係法令等において使用する用語とする。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、病原体等の安全管理に関し統括する。

(部局の長の責務)

第 4 条 部局の長は、関係法令等及びこの規則等に定めるところにより、当該部局における病原体等の安全管理に関し必要な措置を講じなければならない。

(実験責任者)

第 5 条 部局に、病原体等を取扱う検査室及び実験室(以下「施設等」という。)又は実験計画ごとに、実験責任者を置く。

2 実験責任者は、病原体等の管理等について安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 実験責任者は、施設等の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 実験責任者は、病原体等を新たに所持しようとする場合又は運搬、譲渡しようとする場合は、部局の長を経由して学長に届け出なければならない。

(実験従事者)

第 6 条 実験従事者は、病原体等の取扱いに関し安全の確保に努めなければならない。

第2章 病原体等安全管理委員会

(病原体等安全管理委員会)

第7条 本学における病原体等の取扱いに係る安全を確保するため、神戸大学病原体等安全管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第8条 委員会は、次に掲げる事項について審議又は調査を行う。

- (1) BSL及びABSLの分類に関すること。
 - (2) 病原体等の管理等に関すること。
 - (3) 施設等の安全管理に関すること。
 - (4) BSL3の実験室及び実験計画の審査に関すること。
 - (5) 特定病原体等の所持に当たり、厚生労働大臣への許可申請及び届出に係る審査に関すること。
 - (6) 家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体の所持に当たり、農林水産大臣への許可申請及び届出に係る審査に関すること。
 - (7) 教育及び訓練並びに健康管理に関すること。
 - (8) 災害・事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること。
 - (9) その他病原体等の安全管理に関し必要なこと。
- 2 前項の審議又は調査の結果、委員会が必要と認めるときは、学長に対し、助言又は勧告を行うことができる。

(組織)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 人間発達環境学研究所、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、農学研究科、医学部附属病院及び保健管理センターから選出された教授又は准教授各1名
- (2) 病原体等取扱主任者
- (3) 家畜伝染病病原体取扱主任者
- (4) その他学長が必要と認めた者

(任命等)

第10条 委員は、学長が任命する。

2 前条第1号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第11条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

第12条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第13条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第14条 委員会に関する事務は、研究推進部研究推進課において行う。

第3章 安全管理基準

(管理区域)

第15条 実験責任者は、病原体等の取扱い上の安全を確保するため、管理区域を指定する。

2 管理区域には、実験責任者が許可する者以外は立ち入ることができない。

3 管理区域の出入口には、入室許可者以外は立ち入りを禁止する旨の標識を表示しなければならない。

(一種病原体等の所持の禁止)

第16条 本学においては、一種病原体等を所持してはならない。

(二種病原体等の所持の申請)

第17条 実験責任者は、二種病原体等を所持しようとする場合は、部局の長を経由して学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があった場合は、感染症法の規定に基づき二種病原体等を所持することについて、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

3 二種病原体等は、前項の許可を受けるまで所持することができない。

4 実験責任者は、許可された事項を変更しようとする場合又は二種病原体等を輸入しようとする場合は、部局の長を経

由して学長に申請しなければならない。

5 実験責任者は、学長を通じて厚生労働大臣の許可を得て、許可された事項を変更し、又は当該二種病原体等を輸入することができる。

(三種病原体等の所持の申請)

第 18 条 実験責任者は、三種病原体等を所持しようとする場合は、部局の長を経由して学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があった場合は、感染症法の規定に基づき三種病原体等を所持することについて、厚生労働大臣へ届け出なければならない。

3 実験責任者は、許可された事項を変更しようとする場合又は三種病原体等を輸入しようとする場合は、部局の長を経由して学長に申請しなければならない。

(四種病原体等の所持の申請)

第 19 条 実験責任者は、四種病原体等を所持しようとする場合は、部局の長を経由して学長に申請しなければならない。

2 実験責任者は、許可された事項を変更しようとする場合又は四種病原体等を輸入しようとする場合は、部局の長を経由して学長に申請しなければならない。

(家畜伝染病病原体の所持の申請)

第 20 条 実験責任者は、家畜伝染病病原体を所持しようとする場合は、部局の長を経由して学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があった場合は、家伝法の規定に基づき家畜伝染病病原体を所持することについて、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

3 家畜伝染病病原体は、前項の許可を受けるまで所持することができない。

4 実験責任者は、許可された事項を変更しようとする場合又は家畜伝染病病原体を輸入しようとする場合は、部局の長を経由して学長に申請しなければならない。

5 実験責任者は、学長を通じて農林水産大臣の許可を得て、許可された事項を変更し、又は当該家畜伝染病病原体を輸入することができる。

(届出伝染病等病原体の所持の申請)

第 21 条 実験責任者は、届出伝染病等病原体を所持しようとする場合は、部局の長を経由して学長に届出しなければならない。

2 学長は、前項の届出があった場合は、家伝法の規定に基づき届出伝染病等病原体を所持することについて、農林水産大臣に届け出なければならない。

3 実験責任者は、届け出た事項を変更しようとする場合又は届出伝染病等病原体を輸入しようとする場合は、部局の長を経由して学長に届け出なければならない。

4 実験責任者は、学長を通じて農林水産大臣の許可を得て、又は当該届出伝染病等病原体を輸入することができる。

(病原体等の取扱基準並びに BSL 及び ABSL の分類)

第 22 条 病原体等の取扱いに関する基準並びに BSL 及び ABSL の分類については、神戸大学病原体等安全管理に関する要項に定める。

(BSL3 の病原体及び BSL3 の病原体を取り扱うための実験室の使用)

第 23 条 実験責任者は、BSL3 の病原体を使用しようとする場合は、部局の長を経由して学長に申請しなければならない。

2 実験責任者は、BSL3 の病原体を取り扱う実験室(以下「BSL3 の実験室」という。)を使用しようとする場合は、部局の長を経由して学長に申請しなければならない。

3 実験責任者は、学長の許可があるまで、BSL3 の病原体及び BSL3 の実験室を使用してはならない。

(病原体等取扱主任者)

第 24 条 部局の長は、当該部局において二種病原体等を所持する場合は、次に掲げる任務を行わせるため、病原体等取扱主任者を選任し、学長に届け出なければならない。

(1) 管理区域における二種病原体等の管理状況の点検並びに施設及び設備の保守点検を行うこと。

(2) 感染症法第 56 条の 31 第 1 項の検査に立ち会うこと。

(3) 帳簿の記載及び内容の確認(二種病原体等に係るものに限る。)を行うこと。

(4) 二種病原体等を扱う管理区域に立入る者に対し、感染症法又は同法に基づく命令若しくはこの規則の適正な実施を確保するために指示を行うこと。

2 病原体等取扱主任者は、感染症法施行規則に定める要件に該当する者の中から選任しなければならない。

3 部局の長は、病原体等取扱主任者を解任する場合は、学長に届け出なければならない。

(家畜伝染病病原体取扱主任者)

第 25 条 部局の長は、当該部局において家畜伝染病病原体を所持する場合は、次に掲げる任務を行わせるため、家畜伝

染病病原体取扱主任者を選任し、学長に届け出なければならない。

- (1) 管理区域における家畜伝染病病原体の管理状況の点検並びに施設及び設備の保守点検を行うこと。
- (2) 家伝法第 51 条第 2 項の検査に立ち会うこと。
- (3) 帳簿の記載及び内容の確認（家畜伝染病病原体に係るものに限る。）を行うこと。
- (4) 家畜伝染病病原体を取扱う管理区域に立入る者に対し、家伝法又は同法に基づく命令若しくはこの規則の適正な実施を確保するために指示を行うこと。

2 家畜伝染病病原体取扱主任者は、家伝法施行規則に定める要件に該当する者の中から選任しなければならない。

3 部局の長は、家畜伝染病病原体取扱主任者を解任する場合は、学長に届け出なければならない。

（教育訓練）

第 26 条 実験責任者は、実験従事者及び施設に立ち入る者に対して、感染症法及び家伝法並びにこの規則の周知を図り、病原体等による感染症及び家畜伝染病の発生を予防し、及びまん延を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 病原体等取扱主任者は、二種病原体等を使用する実験従事者に、感染症法施行規則に定める教育及び訓練を実施しなければならない。

3 家畜伝染病病原体取扱主任者は、家畜伝染病病原体を使用する実験従事者に、家伝法施行規則に定める教育及び訓練を実施しなければならない。

4 部局の長は、教育及び訓練の実施に当たり、委員会に必要な協力を求めることができる。

（滅菌又は譲渡等）

第 27 条 実験責任者は、特定病原体等及び家畜伝染病病原体を所持する必要がなくなった場合は、滅菌し、若しくは無害化をし、又は譲り渡さなければならない。

2 二種病原体等及び家畜伝染病病原体を所持する実験責任者は、当該病原体等を譲り渡そうとする場合は、部局の長を経由して学長に届け出なければならない。

（記帳及び保存）

第 28 条 実験責任者は、記録簿を備え、特定病原体等の入手、保管、供与及び使用状況等に関する必要な事項を記載しこれを保存しなければならない。

2 二種病原体等及び三種病原体等を所持する場合は、感染症法施行規則に定める事項を記載しなければならない。

3 家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体を所持する場合は、家伝法施行規則に定める事項を記載しなければならない。

（施設等の設置）

第 29 条 部局の長及び実験責任者は、特定病原体等を所持する場合においては、当該特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設等の位置、構造及び設備を感染症法施行規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 部局の長及び実験責任者は、家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体を所持する場合においては、当該家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体の保管、使用又は滅菌等をする施設等の位置、構造及び設備を家伝法施行規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

3 部局の長は、前 2 項の基準に適合するよう、1 年に 1 回以上点検しなければならない。

（保管、使用及び滅菌等の基準）

第 30 条 実験責任者は、特定病原体等の保管、使用、運搬及び滅菌等に当たっては、感染症法施行規則に定める基準に従って行わなければならない。

2 実験責任者は、家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体の保管、使用、運搬及び滅菌等に当たっては、家伝法施行規則に定める基準に従って行わなければならない。

（運搬の届出）

第 31 条 実験責任者は、特定病原体等、家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体を学外へ運搬しようとする場合は、部局の長を経由して学長に届け出なければならない。

第 4 章 事故、災害時の措置及び情報管理

（病原体等に基づく露した者又はそのおそれのある者に対する措置）

第 32 条 病原体等に基づく露した者又はそのおそれのある者が発生した場合は、実験責任者は速やかに必要な措置を講じるとともに、実験責任者の配置された部局の長に報告しなければならない。

（情報管理）

第 33 条 部局の長及び実験責任者は、病原体等について適切な情報管理を行わなければならない。

2 実験従事者及び管理区域に立ち入る者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（盗取、所在不明その他事故が生じた場合の措置）

第 34 条 病原体等に盗取、所在不明その他の事故が生じた場合は、当該事故の発見者は、直ちに実験責任者又は二種病原体等に係る事故である場合にあっては、病原体取扱主任者に、家畜伝染病病原体に係る事故である場合にあって

は、家畜伝染病病原体取扱主任者に通報しなければならない。

2 部局の長は、実験責任者、病原体等取扱主任者又は家畜伝染病病原体取扱主任者から報告を受け、その概要を学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、特定病原体等に係る事故である場合にあっては、文部科学大臣、厚生労働大臣及び警察署に、家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体に係る事故である場合にあっては、文部科学大臣農林水産大臣及び警察署に報告しなければならない。

(災害時の応急措置)

第 35 条 部局の長は、火災、地震等の緊急の災害が発生した場合は、病原体等のまん延の防止に必要な措置を講じなければならない。

(違反に対する措置)

第 36 条 関係法令等若しくは本学が定める規則等に違反し、又はそのおそれのある病原体等の管理等が実施されていることを知り得た者は、部局の長に報告しなければならない。

2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、直ちに学長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、第 7 条に規定する委員会の議に基づき、病原体等の管理等の制限又は禁止その他の措置を講ずるものとする。

第 5 章 健康管理

(健康管理)

第 37 条 実験従事者は、常に自己の健康管理を行うとともに、健康に変調をきたした場合又は長期にわたる病気にかかり、若しくは重症となった場合は、その旨を実験責任者に報告しなければならない。

2 実験責任者は、前項の報告を受けた場合、部局の長を経由して学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項により報告を受けた場合は、第 7 条に規定する委員会の助言を得て、健康診断その他健康を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第 6 章 雑則

(申請書及び届出書の様式)

第 38 条 この規則の実施に必要な申請書及び届出書の様式は、別に定める。

(雑則)

第 39 条 この規則に定めるもののほか、病原体等の安全管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

中間附則 (略)

附 則(平成 28 年 9 月 30 日)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

資料8 利用教室の時間割

D 1 前期 時間割

曜日		月	火	水	木	金
科目名	1 時限					
担当	(8:50-10:20)					
場所						
科目名	2 時限					
担当	(10:40-12:10)					
場所						
科目名	3 時限					
担当	(13:20-14:50)					
場所						
科目名	4 時限			科学技術イノベーション研究1		
担当	(15:10-16:40)			各教員		
場所				六甲台		
科目名	5 時限					
担当	(17:00-18:30)					
場所						
科目名	6 時限					
担当	(18:50-20:20)					
場所						

先端科学技術特定研究については、各指導教員が個別に実施するため、時間割上は表示していない。

D 1 後期 時間割

曜日		月	火	水	木	金
科目名	1 時限					
担当	(8:50-10:20)					
場所						
科目名	2 時限					
担当	(10:40-12:10)					
場所						
科目名	3 時限					
担当	(13:20-14:50)					
場所						
科目名	4 時限					
担当	(15:10-16:40)					
場所				科学技術アントレプレナーシップ演習 忽那憲治、尾崎弘之、山本一彦、島並良、幸田徹、岩堀敏之 六甲台		
科目名	5 時限					
担当	(17:00-18:30)					
場所				科学技術イノベーション戦略プロジェクト研究 各教員 六甲台		

先端科学技術特定研究については、各指導教員が個別に実施するため、時間割上は表示していない。

D 2 前期 時間割

曜日		月	火	水	木	金
科目名	1 時限					
担当	(8:50-10:20)					
場所						
科目名	2 時限					
担当	(10:40-12:10)					
場所						
科目名	3 時限					
担当	(13:20-14:50)					
場所						
科目名	4 時限					
担当	(15:10-16:40)					
場所						
科目名	5 時限			科学技術イノベーション研究2		
担当	(17:00-18:30)			各教員		
場所				六甲台		
科目名	6 時限			科学技術イノベーション戦略プロジェクト研究		
担当	(18:50-20:20)			各教員		
場所				六甲台		

D2後期 時間割

曜日		月	火	水	木	金
科目名	1時限					
担当	(8:50-10:20)					
場所						
科目名	2時限					
担当	(10:40-12:10)					
場所						
科目名	3時限					
担当	(13:20-14:50)					
場所						
科目名	4時限					
担当	(15:10-16:40)					
場所						
科目名	5時限			科学技術イノベーション戦略プロジェクト研究		
担当	(17:00-18:30)			各教員		
場所				六甲台		

D3前期 時間割

曜日		月	火	水	木	金
科目名	1 時限					
担当	(8:50-10:20)					
場所						
科目名	2 時限					
担当	(10:40-12:10)					
場所						
科目名	3 時限					
担当	(13:20-14:50)					
場所						
科目名	4 時限					
担当	(15:10-16:40)					
場所						
科目名	5 時限					
担当	(17:00-18:30)					
場所						
科目名	6 時限			科学技術イノベーション戦略プロジェクト研究		
担当	(18:50-20:20)			各教員		
場所				六甲台		

D3 後期 時間割

曜日		月	火	水	木	金
科目名	1 時限					
担当	(8:50-10:20)					
場所						
科目名	2 時限					
担当	(10:40-12:10)					
場所						
科目名	3 時限					
担当	(13:20-14:50)					
場所						
科目名	4 時限					
担当	(15:10-16:40)					
場所						
科目名	5 時限			科学技術イノベーション戦略プロジェクト研究		
担当	(17:00-18:30)			各教員		
場所				六甲台		